

壬生町バリアフリー基本構想

～ おもちゃのまち駅周辺地区 ～

令和3年3月

壬 生 町

目次

はじめに	-----	1
序章 バリアフリーの基本構想について	-----	2
1. バリアフリー法とは		2
2. バリアフリー基本構想とは		3
3. バリアフリー基本構想の位置づけ		4
4. バリアフリー基本構想の策定体制		4
5. バリアフリー基本構想策定スケジュール		5
6. バリアフリー基本構想策定の範囲		5
第1章 壬生町のバリアフリー化の現状	-----	6
1. 壬生町の概況		6
2. おもちゃのまち駅周辺の概況		7
3. バリアフリー化の取り組み状況		12
4. まちづくりの動向		14
第2章 バリアフリーに関する住民意向	-----	19
1. 住民アンケート調査		19
2. まち歩きワークショップ		25
第3章 移動等円滑化の基本方針	-----	43
1. バリアフリーに関する課題		43
2. バリアフリー化の基本方針		47
3. 計画期間		48
第4章 重点整備地区の位置及び区域	-----	49
1. 重点整備地区設定の考え方		49
2. 生活関連施設の設定		51
3. 生活関連経路の設定		52
4. 重点整備地区の設定		53
第5章 バリアフリー化のために実施すべき特定事業	-----	54
1. 特定事業等の概要		54
2. 特定事業の設定		55
第6章 基本構想の推進方策	-----	60
1. 進行管理体制の構築		60
2. 町全域へのバリアフリー方針の展開		60
3. 心のバリアフリーの推進		60
参考資料	-----	61
1. 壬生町バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿		61
2. 壬生町バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱		62
3. 用語集		63

はじめに

現在、我が国では諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しています。令和 18 年（2036 年）には、国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上となることが予測されており、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって安心して暮らせる社会の実現が求められています。

また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らし共に参加する「福祉」のまちづくりが求められています。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「共生社会」の実現と高齢者、障がい者等も含むすべての人が活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向け、平成 30 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）が改正され、本町においても、今後より一層のバリアフリー化の推進が求められています。

このことから、バリアフリー法に基づき、本町では「おもちゃのまち駅周辺地区」を重点整備地区とした「壬生町バリアフリー基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定することとしました。

この基本構想に基づき、重点整備地区のバリアフリー化整備事業を推進するとともに、重点整備地区をモデルにして、バリアフリー化の取り組みを町内全域に広げ、安全かつ快適に移動できる環境の整備の推進に努めてまいります。

序章 バリアフリーの基本構想について

1. バリアフリー法とは

我が国では、高齢社会の到来と、障がい者の自立と社会参加の推進から、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定され、不特定多数の人々や主に高齢者や身体障がい者が利用する一定規模以上の建築物についてバリアフリー化が進められてきました。

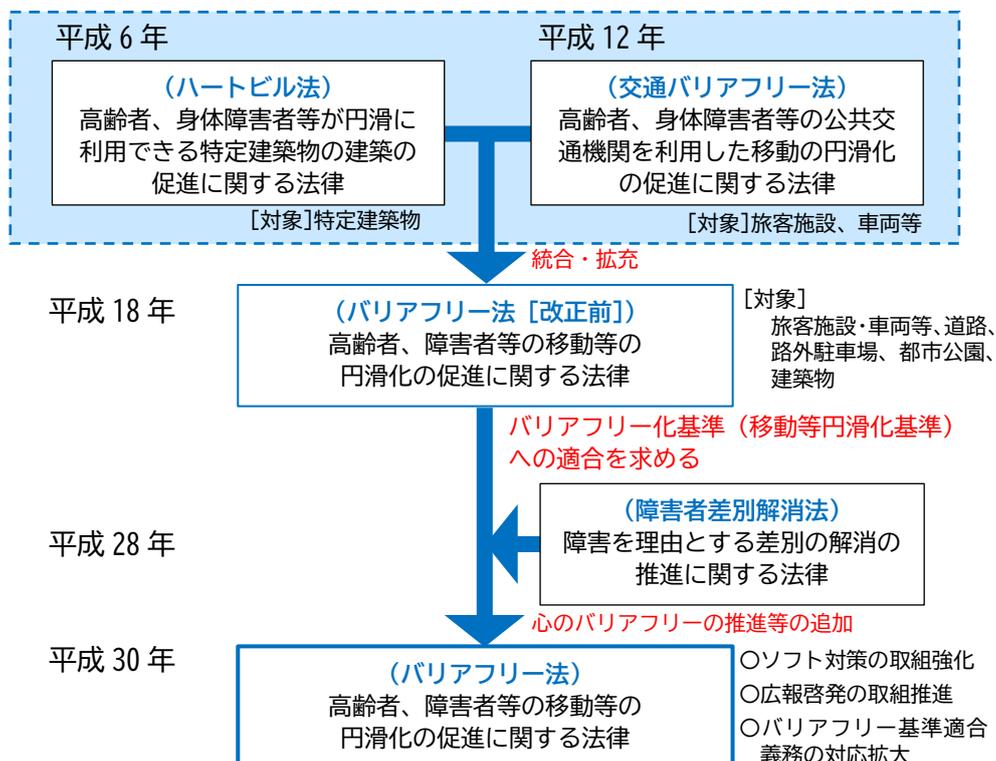
他方、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、鉄道駅等の旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化が進められてきました。

このように、従来は上記の2つの法律により生活環境のバリアフリー化が進められてきましたが、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、これらを統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が平成18年に制定されました。

平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を行うことや配慮を行うための環境整備として、バリアフリー化の実施に努めることとされました。

平成30年には、バリアフリー法が改正され、東京2020オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるハード・ソフトのバリアフリー化をより一層推進するための新たな計画制度の創設などが行われました。

■バリアフリー法のイメージ：



参考：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（平成31年3月）」

2. バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法に基づき、旅客施設を中心とした地区、高齢者や障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成する計画です。また、面的・一体的なバリアフリー化（建築物や公共交通機関だけでなく、それらを結ぶ移動経路なども含む）を図ることを狙いとした計画です。

■バリアフリー基本構想に明示すべき事項（法第25条）

- (1) 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
- (2) 重点整備地区の位置・区域
- (3) 生活関連施設*1、生活関連経路*2とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- (4) 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
- (5) 実施すべき特定事業*3その他の事業に関する事項
- (6) その他の事項

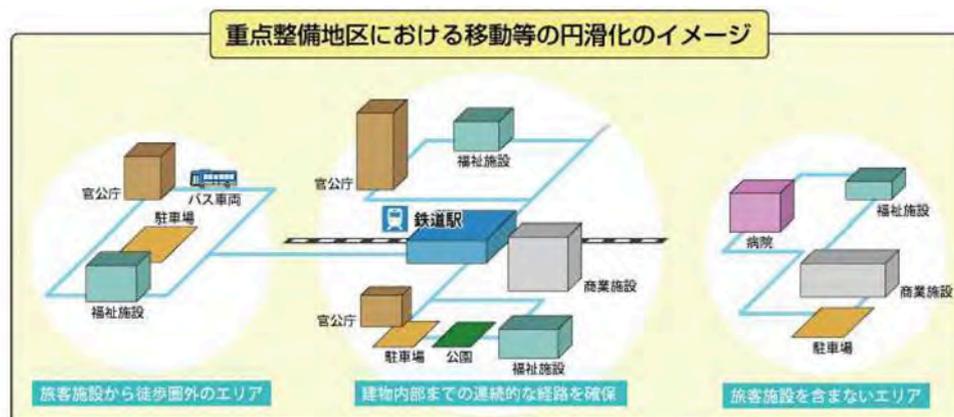
*1 生活関連施設 = 相当数の高齢者や障がい者等が利用する施設（旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等の多様な施設）

*2 生活関連経路 = 生活関連施設相互の経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性等に配慮して設定する必要がある

*3 特定事業 = バリアフリー化のための必要な施設の整備

- 1) 公共交通特定事業 : 特定旅客施設のエレベーター、エスカレーター等の整備、施設構造の変更など
- 2) 道路特定事業 : 道路の施設・工作物、道路構造の改良（歩道拡幅、路面改善など）
- 3) 交通安全特定事業 : 信号機、道路標識等の設置、違法駐車行為の防止など
- 4) 路外駐車場特定事業 : 特定路外駐車場における車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設などの整備
- 5) 都市公園特定事業 : 特定公園施設の整備
- 6) 建築物特定事業 : 特定建築物における建築物特定施設の整備

■重点整備地区のイメージ：



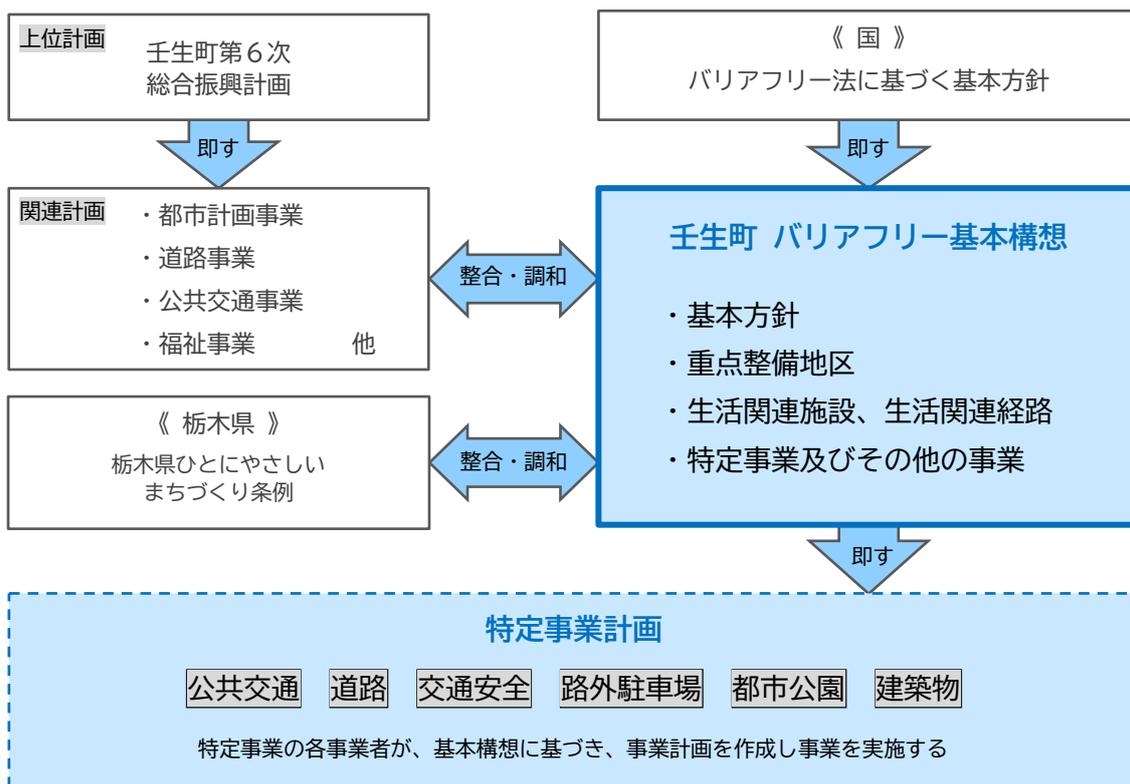
出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（平成31年3月）」

3. バリアフリー基本構想の位置づけ

壬生町バリアフリー基本構想の策定にあたっては、バリアフリー法に準拠するとともに、町の上位計画及び関連計画と整合・調和を図るものとします。

基本構想の策定により、位置づけた特定事業の事業主体には、特定事業計画を作成しその事業実施の義務が課せられます。

■位置付けのイメージ：



4. バリアフリー基本構想の策定体制

本基本構想は、次に示す関係機関で開催する“壬生町バリアフリー基本構想策定協議会”における会議での承認を経て策定します。

■壬生町バリアフリー基本構想策定協議会の参画者

- ◎公共交通事業者：鉄道、バス、タクシー
- ◎交通管理者：警察
- ◎学識経験者：大学
- ◎施設設置管理者：県、町
- ◎地域関係者：高齢者及び障がい者団体等

5. バリアフリー基本構想策定スケジュール

年 月	項 目
令和2年 8月	町民アンケート調査の実施
令和2年 8月	第1回 壬生町バリアフリー基本構想策定協議会の開催
令和2年 9月	まち歩き・ワークショップの開催
令和2年10月～令和3年1月	関係団体ヒアリング調査の実施
令和3年 2月	第2回 壬生町バリアフリー基本構想策定協議会の開催
令和3年 3月	第3回 壬生町バリアフリー基本構想策定協議会の開催

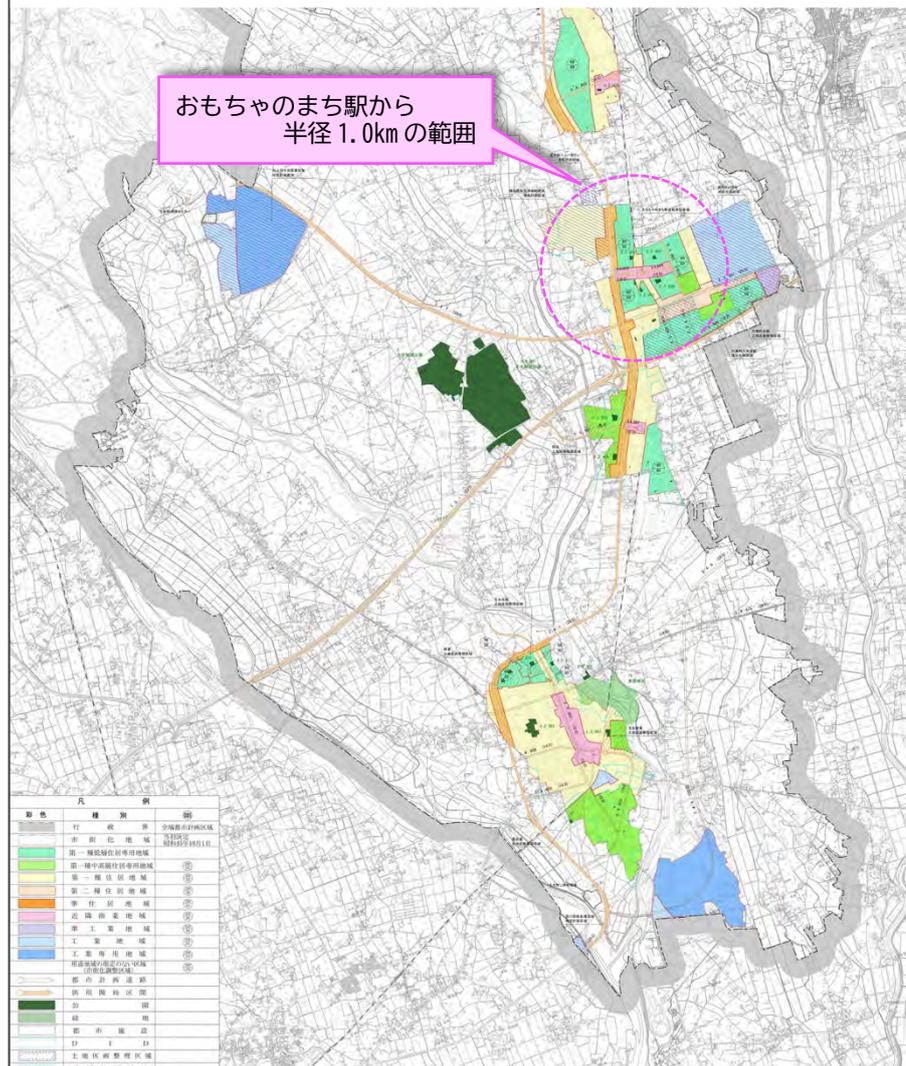
6. バリアフリー基本構想策定の範囲

基本構想の検討エリアは、おもちゃのまち駅から半径1.0km圏とします。

■エリア位置図：

《検討エリア選定理由》

- ・おもちゃのまち駅の2019年度の1日平均の乗降人員は2,621人であり、町内の4駅では最も利用者が多く、駅周辺には不特定多数の方が利用する獨協医科大学病院をはじめとする医療施設が集積した地区であるためおもちゃのまち駅周辺を選定。
- ・おもちゃのまち駅から徒歩圏として半径1.0kmと設定。

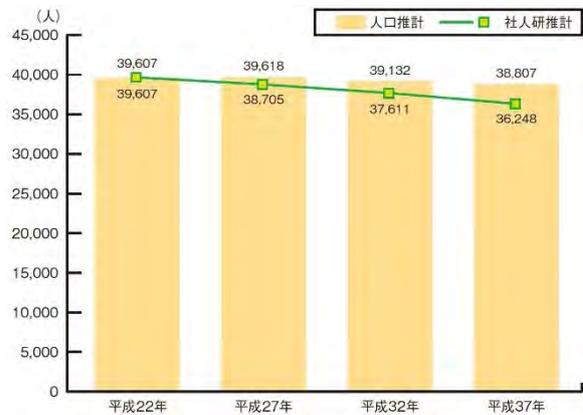
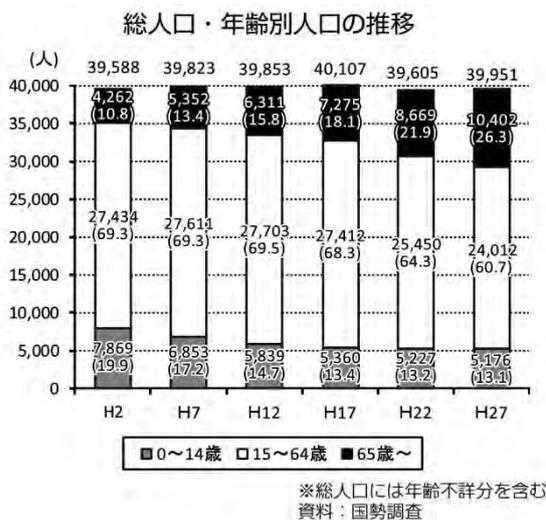


第1章 壬生町のバリアフリー化の現状

1. 壬生町の概況

(1) 町の人口

- ・町の人口は、平成27年で39,951人となっています。
- ・平成17年をピークに人口減少傾向にあります。 「壬生町人口ビジョン」において、住民との協働によりプロジェクトを展開し、人口減少に歯止めをかけることにより、令和7年の目標人口を38,807人と設定しています。
- ・高齢者（65歳以上）の人口は、平成27年で10,402人となっており、町全体の26.3%を占めています。

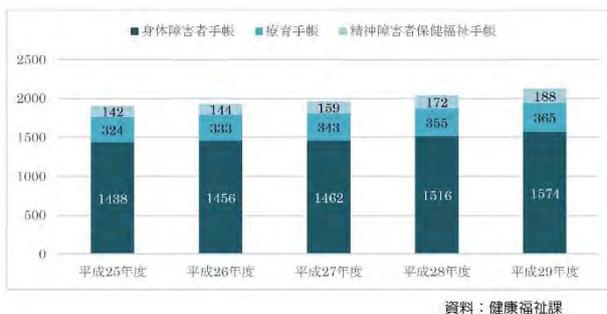


(注) 社人研(国立社会保障・人口問題研究所)の推計は、平成22年までの国勢調査から算出しています。

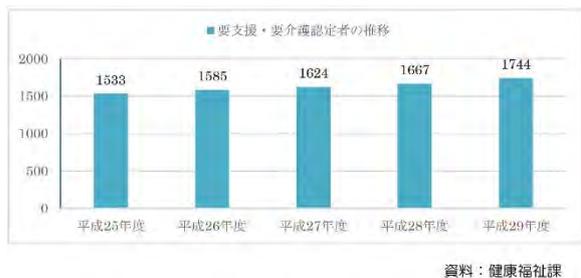
(2) 町の高齢者、障がい者の人口

- ・障害者手帳所持者数は、年々増加しており、特に身体障害者手帳所持者の割合は、平成29年度において全体の約74%を占めています。
- ・要支援・要介護認定者は年々増加しており、平成29年では1,744人となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



■要支援・要介護認定者の推移



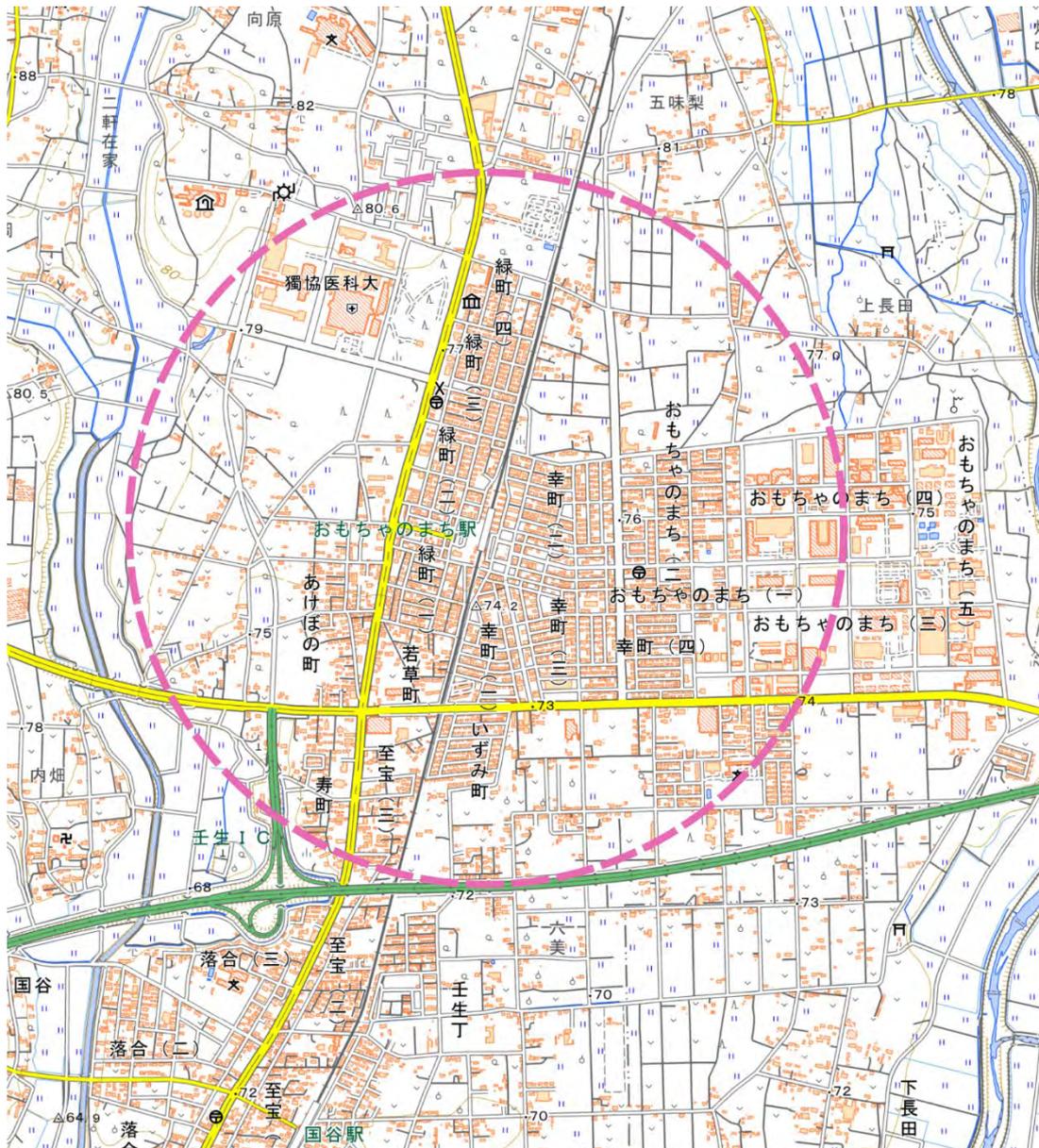
出典：第2期壬生町地域福祉計画壬生町地域福祉活動計画(平成31年3月)

2. おもちゃのまち駅周辺の概況

(1) 国谷・おもちゃのまち地域の概況

- ・町の中部に位置し、広域交流の要となる北関東自動車道壬生インターチェンジを有するほか、主要地方道宇都宮栃木線を南北の軸として、東武宇都宮線おもちゃのまち駅を中心とする市街地や、おもちゃ団地、獨協医科大学、壬生総合公園、地域周辺部の田園集落地などにより構成されています。
- ・おもちゃのまち駅西側では、主要地方道宇都宮栃木線沿いに市街地が形成され、獨協医科大学病院や商業施設などの立地がみられます。
- ・おもちゃのまち駅周辺及び主要地方道羽生田上蒲生線の南側の六美町北部地区では、土地区画整理事業等により都市基盤整備が一部で進められています。

■位置図 (○：おもちゃのまち駅から半径1.0kmの範囲)



(2) 公共交通の状況

- ・鉄道は、「東武宇都宮線」が運行しています。
- ・バスは、「おもちゃのまち駅」と「獨協医科大学病院」との間で路線バスが運行しており、さらに、壬生町、下野市、上三川町の「1市2町広域連携バス：ゆうがおバス」が運行しています。
- ・タクシーは、駅前広場の乗降場で常駐しています。

■本町の公共交通

交通機関	名称	運行主体/ 事業者	運行状況等	
鉄道	東武宇都宮線	東武鉄道(株)	東武宇都宮駅～新栃木駅 町内の駅：壬生駅、国谷駅、おもちゃのまち駅、安塚駅	
路線バス	獨協医科大学病院行き	関東自動車(株)	おもちゃのまち駅～獨協医科大学病院	
広域連携バス	ゆうがおバス	壬生町 下野市 上三川町	ゆうきが丘循環線： JR石橋駅～ゆうき公園～JR石橋駅 JR石橋駅～獨協線： 石橋駅～おもちゃのまち駅～獨協医科大学病院	
タクシー		町内タクシー事業者	ドアツードアにより送迎	
デマンドタクシー みぶまる		壬生町	町内全域をドアツードアで送迎	

①東武鉄道

- ・町内に鉄道は、東武宇都宮線の1路線が通過し、南から壬生駅、国谷駅、おもちゃのまち駅、安塚駅の4駅があります。なお、おもちゃのまち駅の2019年度の1日平均乗降人員は2,621人であり、町内の4駅では最も多くなっています。



おもちゃのまち駅

■鉄道の利用者数：1日平均乗降人員の推移（単位：人）

年度 駅名	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
壬生駅	2,058	2,139	2,270	2,307	2,326	2,281	2,314	2,314	2,247
国谷駅	943	895	887	873	913	954	970	1,024	999
おもちゃのまち駅	2,325	2,519	2,606	2,532	2,504	2,486	2,506	2,614	2,621
安塚駅	1,237	1,180	1,233	1,243	1,269	1,224	1,255	1,258	1,181

出典：東武鉄道 HP

- ・東武宇都宮線には、2018年より20400型の車両が導入されています。この車両は、4両編成ワンマン化対応した車両で、ドアを個別に開閉できるスイッチを設置することで冷暖房効率の向上を図ったほか、車いすやベビーカーの利用者のためのフリースペースの設置、出入口上部にLCD式の車内案内表示器の設置をしています。



20400型車両

②一般路線バス

- ・関東自動車により、おもちゃのまち駅～獨協医大病院間を結ぶ、「獨協医大線」の1路線の運行を行っています。

③広域連携バス

- ・2019年10月1日から、石橋駅を基点に下野市・上三川町・壬生町広域連携バス「ゆうがおバス」の実証運行が開始されており、本町内には、石橋駅からおもちゃのまち駅を経由して獨協医大病院前を結ぶ路線を運行しています。運行ダイヤについては、午前6時台～午後7時台の時間帯において、1時間に1本程度、運行しており、市町をまたいで通院する高齢者の利便性を高めるなどの狙いがあります。また、実証運行は3年程度を予定しており、利用状況を踏まえて本格運行に移行する予定です。

■路線図：獨協医科大学病院行き・ゆうがおバスの路線図



出典：関東自動車株式会社 HP

④デマンドタクシー

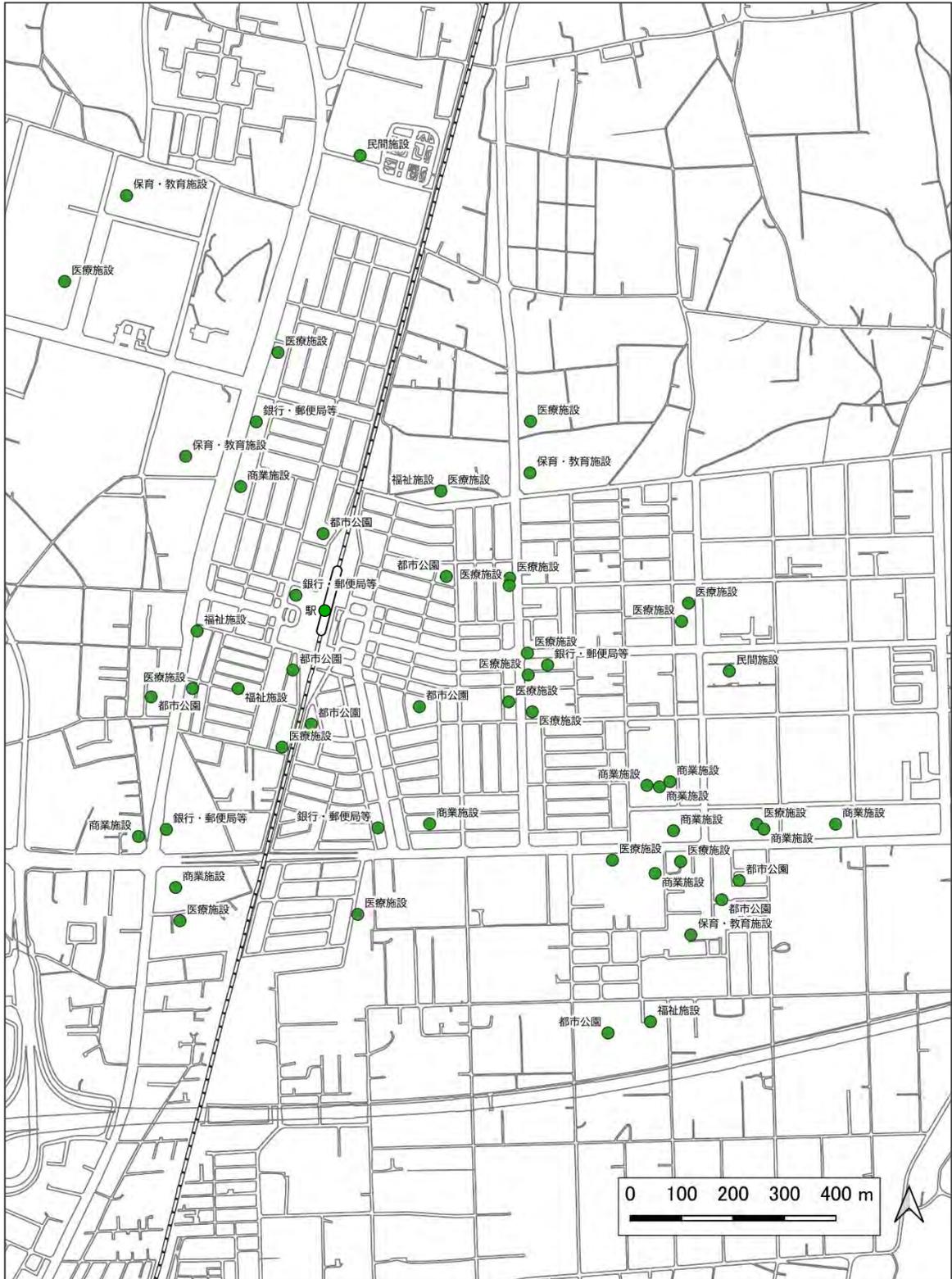
- ・「みぶまる」という名称で町内全域を対象に、ドア・ツー・ドア形式※で運行しています。運行便数については、午前8時～午後4時までの時間帯で、1時間に1便運行しています。

※ドア・ツー・ドア形式とは、好きな目的地から目的地へ、直接乗降りができる運行形態の事です。

(3) 主な立地施設

おもちゃのまち駅から半径約1.0kmの範囲における主な施設は下図のとおりです。

■施設分布図



3. バリアフリー化の取り組み状況

(1) おもちゃのまち駅周辺のバリアフリー施設の設置状況

- ・視覚障がい者誘導用ブロック（点字・線字ブロック）が設置されています
- ・獨協医科大学病院まへの信号機は、高齢者や障がい者に配慮した信号となっています。
- ・おもちゃのまち停車場線や二級町道 69 号線及び町道 2-279 号線、町道 2-307 号線では、セミフラット型の歩道が整備されており、特におもちゃのまち停車場線では、電線が地中化されています。

■バリアフリー施設の位置図



視覚障がい者誘導用ブロック	高齢者・障がい者対応信号機	セミフラット型の歩道
<p>・獨協医科大学病院のバス乗り場では、上屋とベンチが備え付けられており、病院玄関口から視覚障がい者誘導用ブロックが敷かれアクセスできるようになっています。</p>	<p>・獨協医大前及び獨協医科大学病院入口交差点には、高齢者や障がい者などに配慮した信号機※が備え付けられています。</p> <p>※音声による案内機能や、通常の歩行者青時間よりも時間が延長される交通弱者に対応した機能。</p>	<p>・おもちゃのまち停車場線や二級町道 69 号線及び町道 2-279 号線、町道 2-307 号線では、車道と歩道が 5 cm ほどの高低差で整備されており、歩車道の境界や沿道施設の乗り入れ部の段差など勾配が緩やかになるよう、交通弱者に配慮した歩道となっています。</p>
		

(2) ひとにやさしいまちづくり条例（県）

- ・高齢者、障害者、病弱者、妊産婦、幼児等の行動を阻む様々な障壁を取り除き、すべての県民が自らの意志で自由に行動でき、積極的に社会参加ができるよう生活環境を整備していくため、ひとにやさしいまちづくりの理念を広め、ソフト面及びハード面からのバリアフリー化を進めることが求められています。その考え方を具体化するために、栃木県では、平成11年10月に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」が施行されました。
- ・条例では、県民、事業者及び国・県・市町村の責務を明文化し、一定の要件に該当する建築物等（特定施設）を新築・改築するときに適合させなければならない整備基準を定めています。また、この条例により、栃木県におけるさらなるバリアフリー化を促進し、すべての県民が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができる「ひとにやさしいまちづくり」が実現されることが期待されています。

(3) おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業（県）

- ・多くの人々が利用する公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの施設には、身体に障害のある方などのための駐車スペースが設けられるようになりました。一方で、この駐車スペースを確保しておくための統一ルールがなかったため、県内に共通する利用証を交付することにより、障害者等用の駐車場を利用できる方を明らかにし、本当に必要な人のために駐車スペースを確保する「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」を平成20年9月から実施しています。施設管理者の皆様の協力で、協力スペース数は増加していますが、健常者による不適切利用も依然として多いのが現状です。
- ・「おもいやり駐車スペース」は、障害や病気等により、外出時に配慮を要する方のためのスペースです。

■協力施設ステッカー



出典：栃木県 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/welfare/shisetsu/baria/1220246130756.html>

4. まちづくりの動向

(1) 壬生町第6次総合振興計画（令和3年3月）によるまちづくりの方向性

■将来都市像：

子育て・健康・壬力がキラリ 幸せ実感 住みよい“壬生町”

（この将来都市像では、高い評価を受けている「健康を始めとした医療環境や子育て環境」の充実を図り、住んでいる方が「住みよい」と実感している姿を町の将来像として描いています。また、「住みよい“壬生町”」を実感し、幸せを感じている町民の姿を壬生町の住みやすさと捉え、町内外へPRし、壬生町への定住促進を図ります。）

■まちづくりの基本姿勢：将来都市像を実現するための7つのまちの姿

- ① みんなでつくる 住み続けたいまち
- ② みんなが安全で安心して暮らせるまち
- ③ みんなで支え合い 健康で元気に暮らせるまち
- ④ みんなが快適で 便利に暮らせるまち
- ⑤ みんなが自然に囲まれ 心豊かに暮らせるまち
- ⑥ みんなで学び・楽しみ 心が触れ合うまち
- ⑦ みんなが集まる にぎわいのあるまち

■土地利用の基本的な考え方：

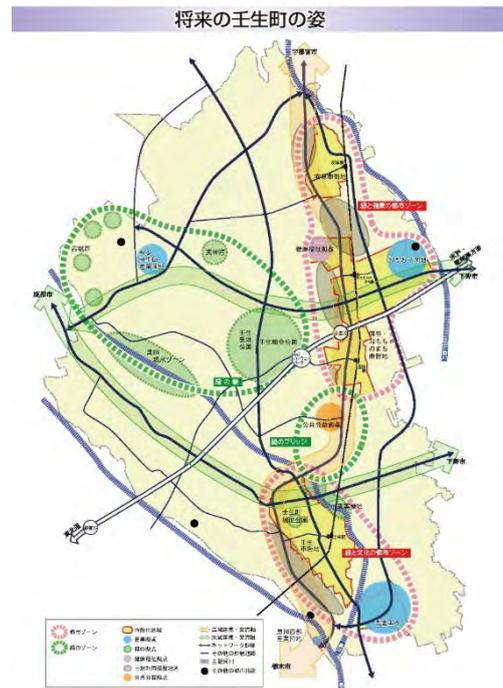
- ① 自然と都市が調和した緑園都市の形成
- ② 新たな時代における機能の再編・強化
- ③ 地域特性を活かした魅力あるまちづくりの推進



(2) 都市計画マスタープラン（平成31年3月）による都市づくりの方向性

■将来の壬生町の姿：

・「壬生町第6次総合振興計画」における土地利用構想を継承し、「壬生町都市計画マスタープラン」における土地利用形成の指針となる「将来の壬生町の姿」を右図として設定しています。



<国谷・おもちゃのまち地域のまちづくり構想>

■まちづくりの課題：

- ◎壬生インターチェンジ・大規模医療機関・総合公園等の交流資源や産業機能・居住機能が集積する広域的な拠点となる環境の充実
- ◎国谷・おもちゃのまち市街地における定住環境の向上や日々の暮らしを支える様々なサービス機能の集積
- ◎主要な道路沿い等の立地特性等に応じた商業環境の充実・強化
- ◎市街地を取り巻く自然田園環境や集落環境の維持・充実
- ◎北関東自動車道の広域流動の活力を的確に受け止める地域内の道路網の充実
- ◎街なかでの活動や周辺地域との交流を高める公共交通の利用環境の充実



■国谷・おもちゃのまち地域の将来像：

- ◎自然環境と都市環境が調和した壬生町の活力や健やかさを創出する多様な交流に賑わうまち

■まちづくりの重点整備テーマ：

- ◎既存資源の充実・強化による広域交流環境の形成
- ◎安心して生活できる定住環境整備
- ◎日常生活を支える商業地域の形成
- ◎おもちゃ団地等の産業機能の強化

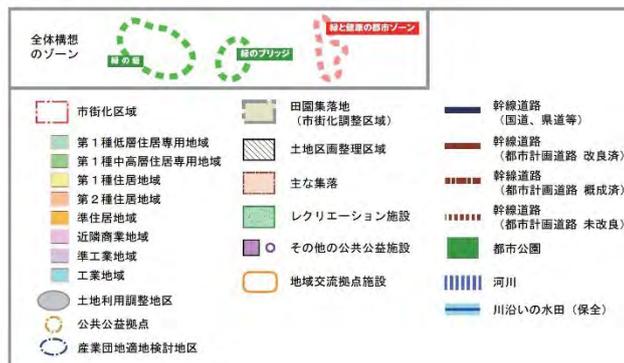
■道路交通網の整備方針：

- ◎広域連携・交流軸となる主要地方道宇都宮栃木線の維持・活用を図ります。
- ◎地域連携・交流軸となる主要地方道羽生田上蒲生線（都市計画道路おもちゃのまち下古山線）の整備を促進します。
- ◎国谷・おもちゃのまち市街地とみぶ羽生田産業団地との連携を担う都市計画道路産業団地通り（主要地方道羽生田上蒲生線助谷バイパス）の交通機能の強化を促進します。
- ◎壬生・藤井地域との連携軸となる都市計画道路六美吾妻線や国谷・おもちゃのまち市街地の骨格を形成する都市計画道路国谷駅前線・六美西通り・六美東通りなど、社会経済情勢や地域における道路交通事情等を踏まえた都市計画道路の整備及び見直しを推進します。
- ◎北関東自動車道との交通結節機能を有した地域交流拠点施設となる“壬生ハイウェーパーク”の利用環境の充実やスマートインターチェンジの整備を図ります。
- ◎市街地内の拠点施設となる商業施設・公共公益施設等を効果的に結ぶ主要町道による良好な歩行空間を備えたネットワークの構築を図ります。
- ◎市街地と各集落地の連携を強化する主要道路の整備を進めます。
- ◎住宅地や集落地等における身近な生活道路の狭あい箇所の改善（建物のセットバック、かき・さくの後退の誘導等）を図ります。

■公共交通網の整備方針：

- ◎東武宇都宮線の利用利便を高める国谷駅西口駅前広場の整備やおもちゃのまち駅のバリアフリー化を進めるとともに、地域の顔としてふさわしい駅周辺の環境整備に努めます。
- ◎多くの人々が集まる商業街区、獨協医科大学病院、福祉関連施設等への円滑なアクセスを担う公共交通の導入に向けた取組を推進します。
- ◎様々な生活サービス機能を有する国谷・おもちゃのまち市街地周辺と周辺市町を含めた東西方向の連携を強化する民間バス路線等の拡充を促進します。
- ◎地域間及び公共公益拠点を結ぶ効果的な公共交通の導入に向けた取組を推進します。

国谷・おもちゃのまち地域の将来像



(3) 都市開発および基盤整備の動向

■新庁舎整備計画

- ・新たに建設する庁舎は、住民サービスとの協働事業の拠点としての役割が求められる一方で、防災や災害発生時の対策拠点としての機能を十分に兼ね備えることも重要であり、今後50年、100年を見据え、以下の方針に基づき、本町のまちづくりの拠点となるシンボリックな庁舎となることを目指します。

- ◎町をつなぎ、町民をつなぐ「結びの庁舎」
- ◎町を守り、町民の拠り所となる「安心の庁舎」
- ◎誰もが利用しやすく、居心地の良い「憩いの庁舎」
- ◎壬生町の特色ある地域の魅力を伝え「発信する庁舎」



■六美町北部土地区画整理事業

- ・本事業区域の歴史は、第二次世界大戦中、旧日本軍の飛行場として開発がなされたことに端を発します。戦後は農地開拓事業が進み、畑作（果樹等）を中心に広く農業が展開されました。
- ・しかしながら、高度経済成長期以降は隣接地域からの市街化の波を受け続け、市街化調整区域であったにもかかわらず、ミニ開発やバラ立ちなどによる深刻なスプロール化が進んできました。
- ・このような状況を受けて、次世代の方々に誇りをもって引き継ぐことのできる、計画的で持続可能なまちづくりを進めるために、平成31年3月に、地域の地権者を中心として六美町北部土地区画整理組合が設立され、事業が進められています。



(4) 障がい者基本計画：安全・安心なまちづくりの推進（平成30年3月）

- ・地域で安心して生活するため、災害時の障がい者や高齢者等の要配慮者支援体制の整備を行っています。

①安全・安心な生活環境の整備

■課題

- ・障がい者向けアンケート調査では、「外出時に困ること」で3割近くの方が「道路や駅に階段や段差が多い」と回答しており、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。

■施策・事業

- ◎安全な歩行空間の整備＝障がいのある人が安心して通行することができるよう、障がいに配慮した歩行空間の整備や交通安全教育等の実施を進める

[主な関連施策：段差の解消や点字ブロック等の設置、交通安全教育等の実施]

- ◎公共施設・交通機関のバリアフリー化＝役場や学校をはじめとする公共施設、不特定多数の人々が利用する病院や公共交通機関等の周辺地域を含めたバリアフリー化を引き続き進める。

[主な関連施策：公共施設等のバリアフリー化の推進、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れた公共施設等の整備]

②防災・防犯体制の推進

■課題

- ・障がい者向けアンケート調査では「近所・地域の人にしてほしい支援」について「災害や緊急時の支援」を求める回答が4割近くある。一方で、災害時に一人で避難できると回答した方は4割にとどまっているため、避難支援体制づくりの強化が必要である。

■施策・事業

- ◎避難場所における配慮＝避難場所となる主要な公共施設のバリアフリー化や要配慮者専用スペースの設置、関係機関等との連携による災害時の医療体制の整備など、障がいの特性に応じた配慮に努める。

[主な関連施策：避難場所におけるマニュアル整備]

第2章 バリアフリーに関する住民意向

1. 住民アンケート調査

東武宇都宮線おもちゃのまち駅周辺地区において、バリアフリーに関する町民意向を把握するため、令和2年8月にアンケート調査を実施しました。調査結果は以下のとおりです。

■ アンケート調査の概要

調査対象：おもちゃのまち駅から半径約1.0kmの地区に住む20歳～85歳の4,593人から1,055人を無作為抽出

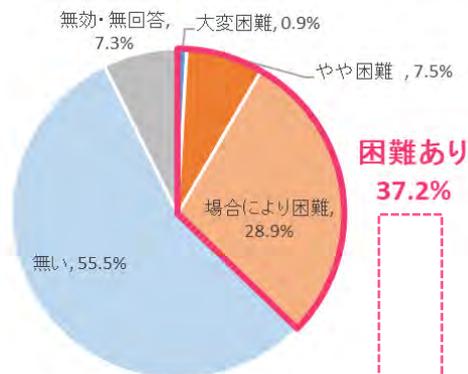
回答状況：回答者総数454票、回収率43.0%

実施時期：令和2年8月

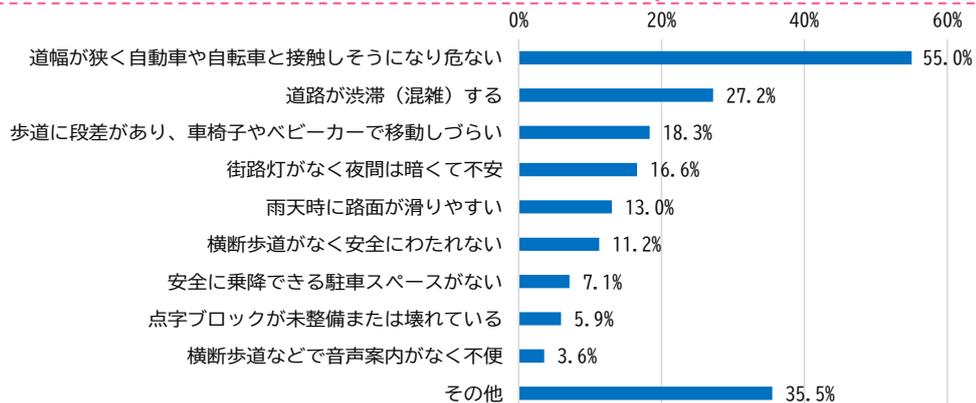
(1) よく行く施設へ移動する際に困難に思うことについて

- ・全体の約4割が「困難あり」と感じている現状にあります。
- ・困難な理由については、「道幅が狭く自動車や自転車と接触しそうになり危ない(55.0%)」、「道路が渋滞(混雑)する(27.2%)」など自動車や自転車利用の視点での回答が多い一方で、歩行者の視点からは、「歩道に段差があり、車椅子やベビーカーで移動しづらい(18.3%)」、「街路灯がなく夜間は暗くて不安(16.6%)」の順に回答が多い結果となっています。

■ 困難に思う割合



■ 困難な理由

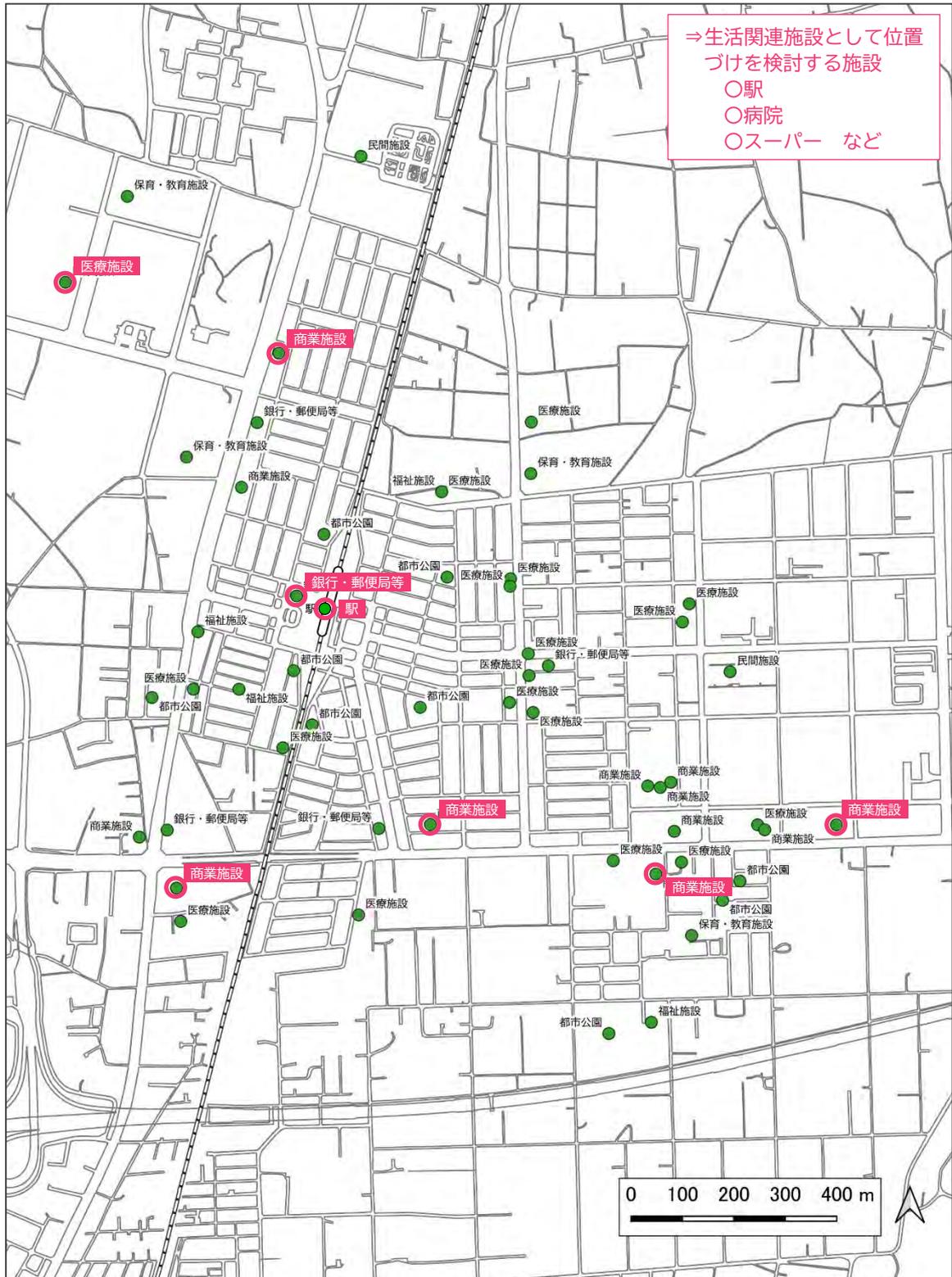


(2) おもちゃのまち駅から半径1kmの範囲にある、あなたがよく行く施設について

・おもちゃのまち駅周辺で、よく行く施設の上位は以下のとおりです。

■よく行く施設の位置図

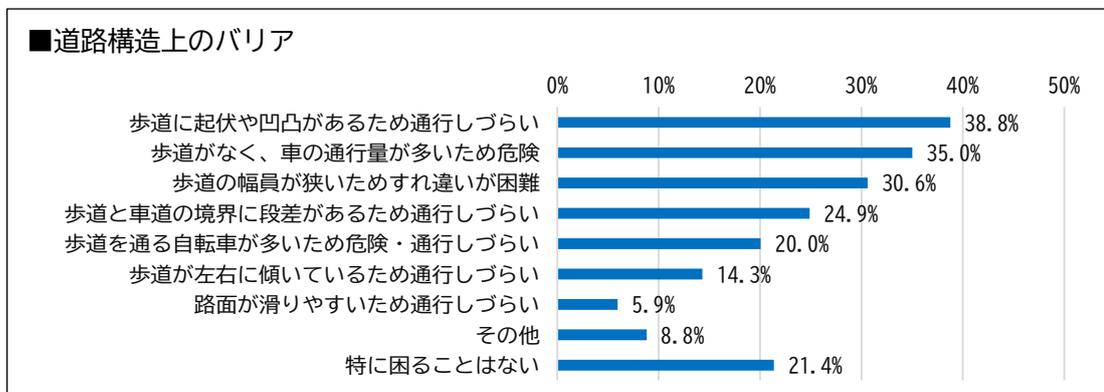
○よく行く施設の上位回答



(3) おもちゃのまち駅から半径1 kmの地区での移動における困り事など

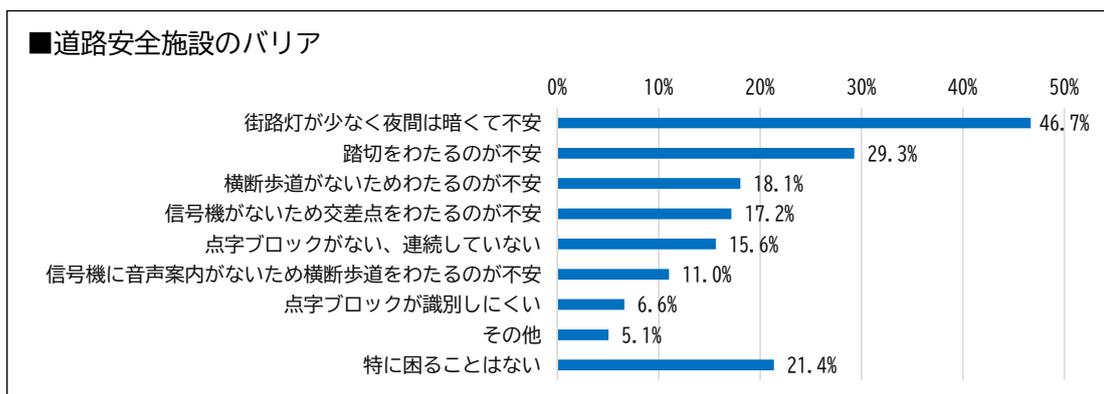
① 道路構造上のバリア

- ・自動車や自転車との接触事故の危険性において、「歩道の路面の状態」、「歩道の未設置」、「歩道の幅員が狭い」などの意見が特に多くなっています。



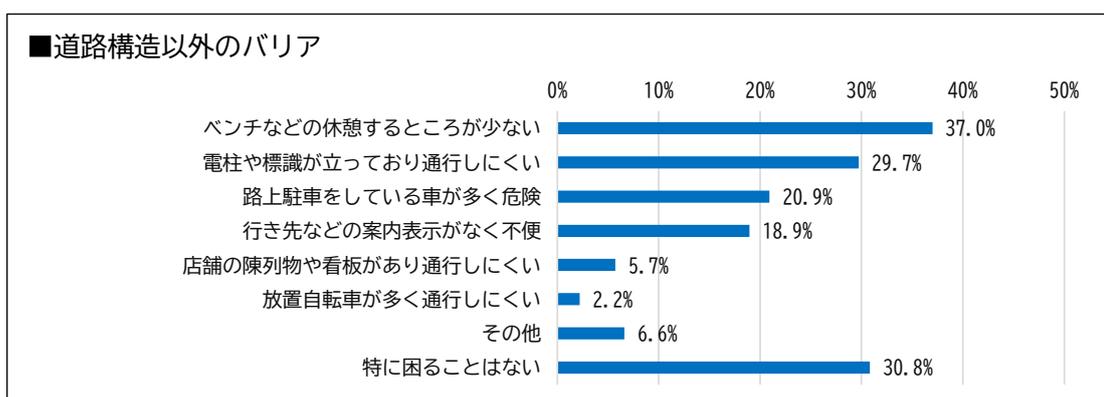
② 道路安全施設のバリア

- ・「街路灯の少なさ」や「踏切」が不安要素として、特に多い意見となっています。



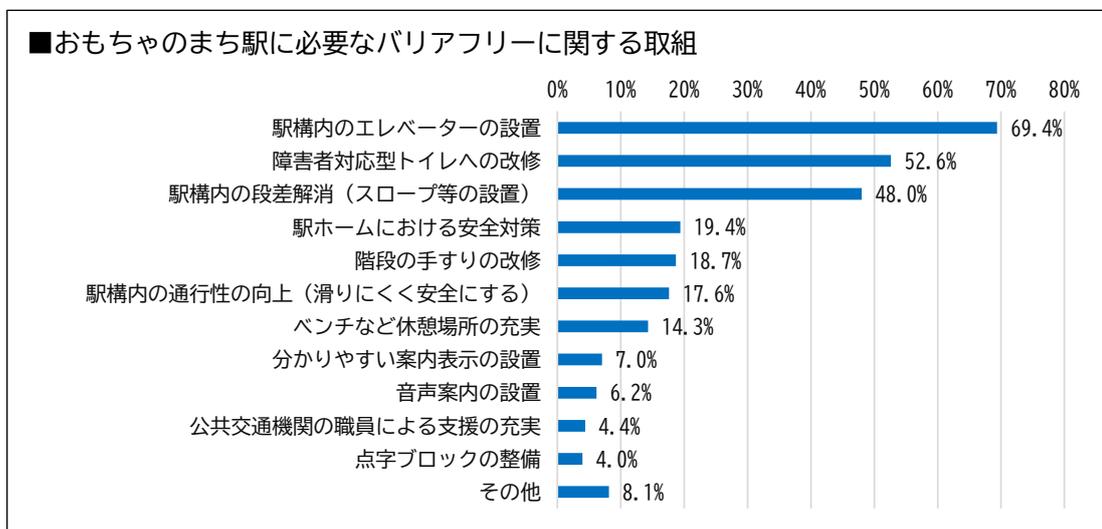
③ 道路構造以外のバリア

- ・「休憩所の少なさ」、「電柱や標識による通行障害」、「路上駐車」、「案内表示の不便さ」などが、道路構造以外のバリアとして特に多い意見となっています。



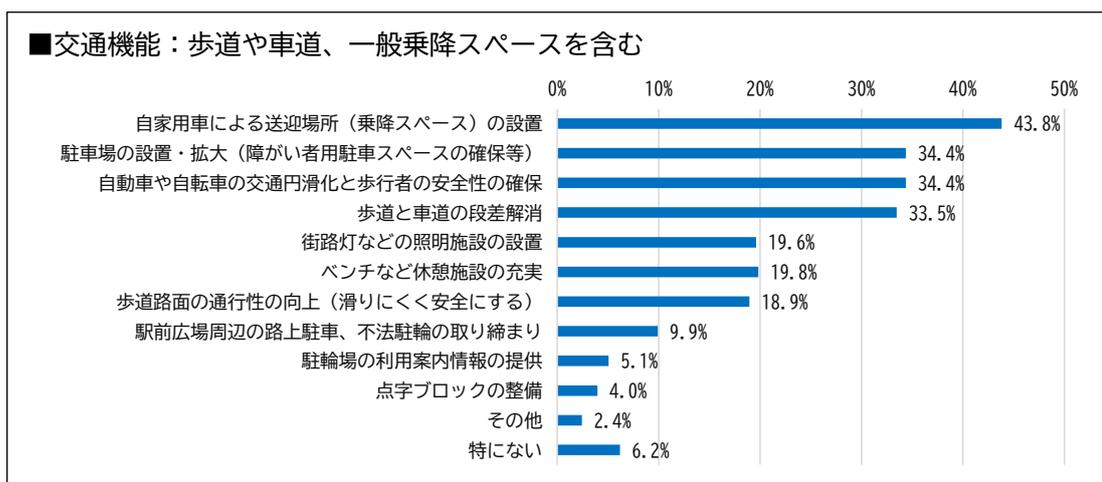
(4) おもちゃのまち駅のバリアフリー化について

- ・おもちゃのまち駅では、「駅構内のエレベーターの設置（69.4%）」、「障害者対応型トイレへの改修（52.6%）」、「駅構内の段差解消（スロープ等の設置）（48.0%）」の順に、バリアフリー化を求める意見が多い状況にあります。



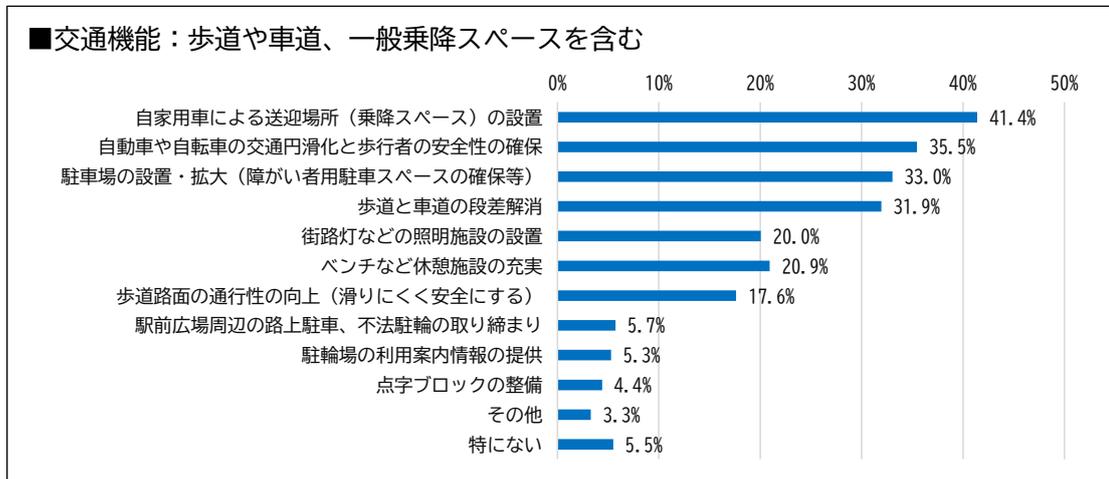
(5) おもちゃのまち駅前広場（西口）のバリアフリー化について

- ・おもちゃのまち駅前広場（西口）では、「自家用車による送迎場所（乗降スペース）の設置（43.8%）」、「駐車場の設置・拡大（障がい者用駐車スペースの確保等）（34.4%）」および「自動車や自転車の交通円滑化と歩行者の安全性の確保（34.4%）」、「歩道と車道の段差解消（33.5%）」の順に、バリアフリー化を求める意見が多い状況にあります。



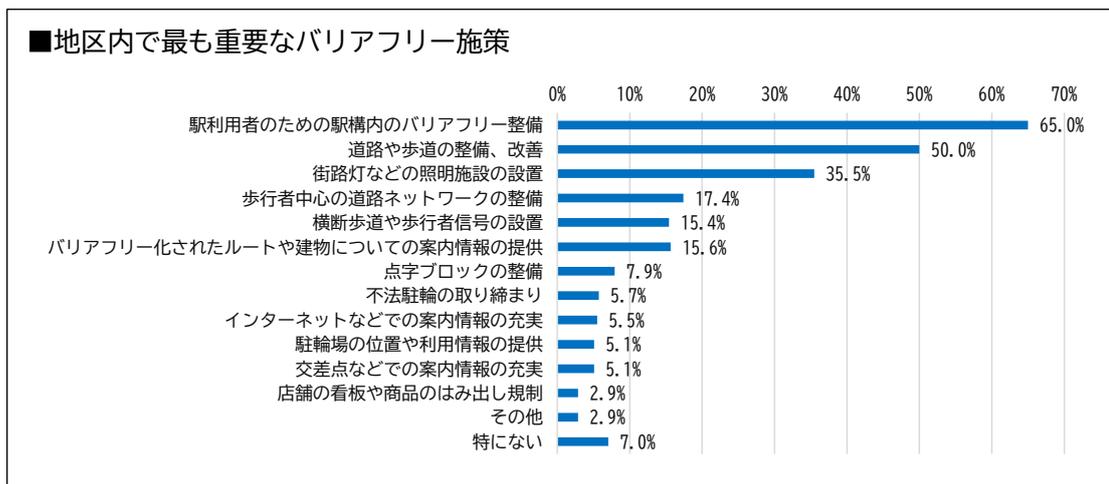
(6) おもちゃのまち駅前広場（東口）のバリアフリー化について

- ・おもちゃのまち駅前広場（東口）では、「自家用車による送迎場所（乗降スペース）の設置（41.4%）」、「自動車や自転車の交通円滑化と歩行者の安全性の確保（35.5%）」、「駐車場の設置・拡大（障がい者用駐車スペースの確保等）（33.0%）」、「歩道と車道の段差解消（31.9%）」の順に、バリアフリー化を求める意見が多い状況にあります。



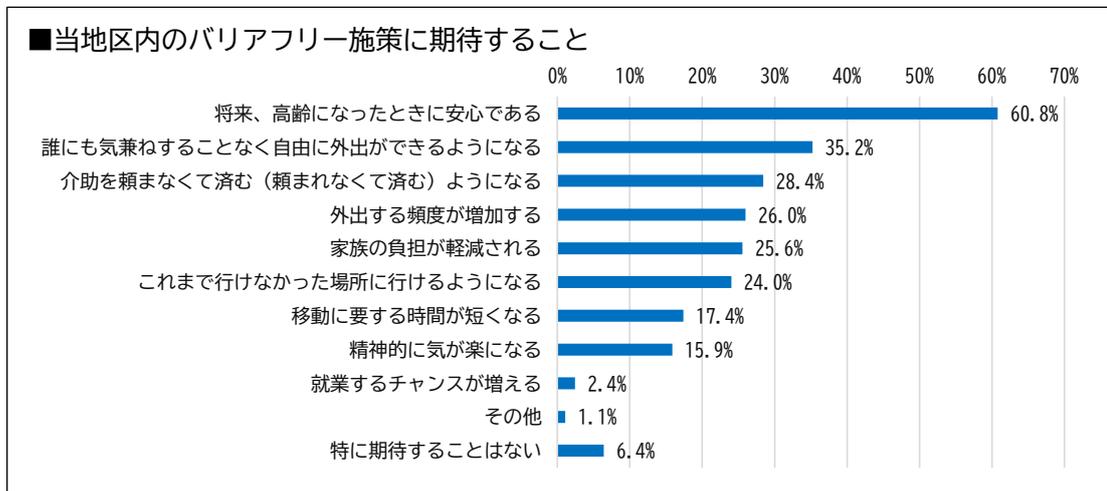
(7) おもちゃのまち駅から半径1kmの周辺において最も重要なバリアフリー施策

- ・おもちゃのまち駅から半径1kmの周辺においては、「駅利用者のための駅構内のバリアフリー整備（65.0%）」、「道路や歩道の整備、改善（50.0%）」、「街路灯などの照明施設の設置（35.5%）」の順に、バリアフリー施策を求める意見が多い状況にあります。



(8) バリアフリー施策に期待すること

- ・おもちゃのまち駅周辺地区の住民の方は、「将来、高齢になったときに安心である(60.8%)」、「誰にも気兼ねすることなく自由に外出ができるようになる(35.2%)」、「介助を頼まなくて済む(頼まれなくて済む)ようになる(28.4%)」の順に、バリアフリー施策に期待することが多い状況にあります。



2. まち歩きワークショップ

東武宇都宮線おもちゃのまち駅を含む周辺地区において、バリアフリーの現状や問題箇所を地元町民と共有するため、令和2年9月にまち歩き・ワークショップを実施しました。

実施調査：「まち歩き」と「ワークショップ」を同日開催
 調査日時：令和2年9月30日（水） 10：00～12：00
 参加人数：20名（地元住民、学識経験者、役場、コンサルタント）
 調査箇所：おもちゃのまち駅周辺

(1) まち歩きワークショップの概要

① 「まち歩き」について

◎開催場所：おもちゃのまち駅周辺エリア（次項図に示すエリア・ルート上で実施）

◎実施方法：

○調査地点：

- ・まち歩きは、「Aおもちゃのまち駅構内」、「B 駅西ルート」、「C 駅東ルート」の3地点に分け、それぞれを対象とする3班のグループ編成を行う。

Aおもちゃのまち駅構内

B 駅西側エリア：おもちゃのまち駅西口～宇都宮栃木線交差点の区間

C 駅東側エリア：おもちゃのまち駅東口～おもちゃのまち郵便局付近交差点の区間

○調査方法：

- ・各班の編成：A班3名、B班5名、C班5名（学識経験者、町役場、コンサルタント除く）
- ・参加者：地元住民、学識経験者、町役場、コンサルタント

② 「ワークショップ」について

◎開催場所：壬生町睦地区コミュニティセンター

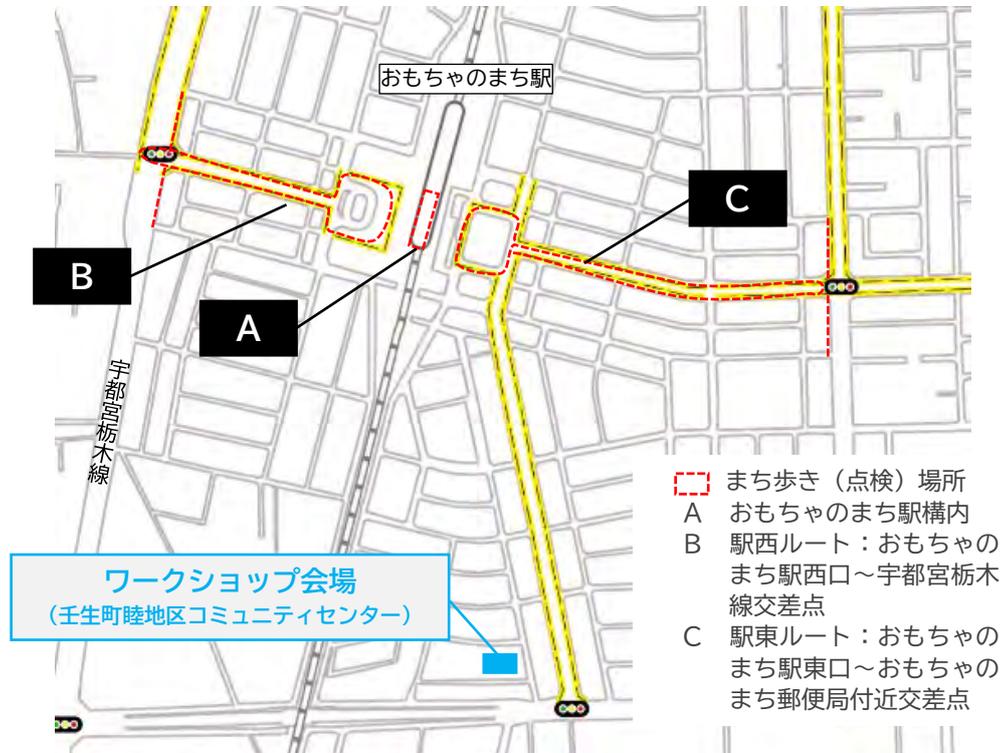
◎実施方法：

- ・まち歩き実施後、3班ごとに分かれて、当日の調査シートや記録した情報をもとに、バリアフリーの現状と問題点について大判地図などに付箋を貼りながら整理し、グループ毎に成果をとりまとめた。この成果をもとに、後日、調査シートや写真を用いて最終成果としてとりまとめている。

(2) 実施結果

まち歩きとワークショップの実施状況と調査結果は以下のとおりです。

■まち歩きルート図



■実施状況



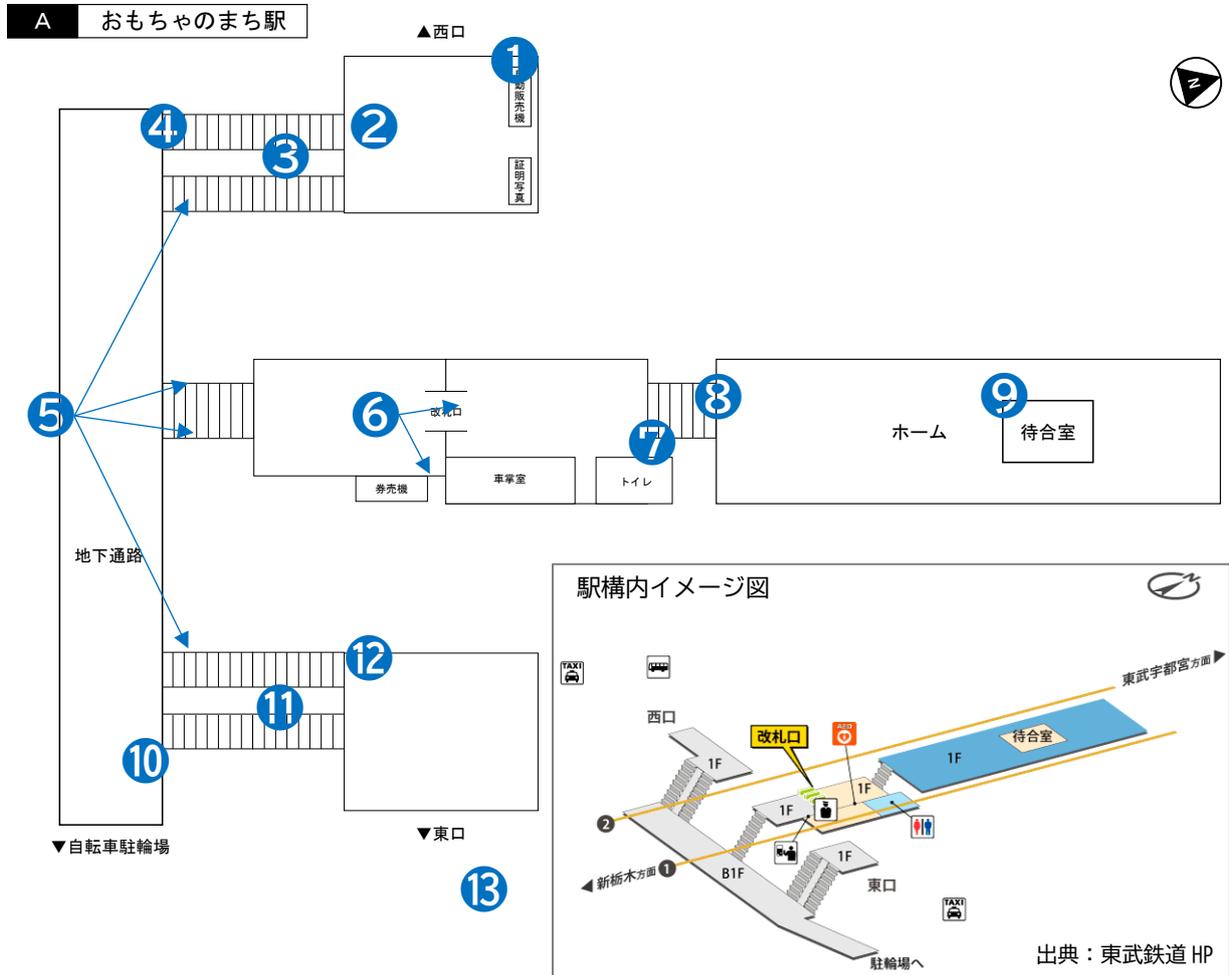
まち歩きの様子



ワークショップの様子

A おもちゃのまち駅構内

< まち歩き結果のまとめ：問題箇所の位置図 >



■問題箇所（番号は上図に対応）

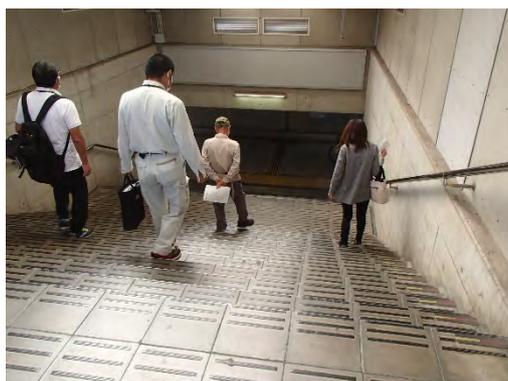
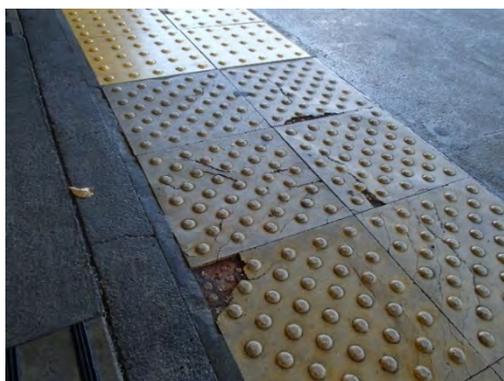
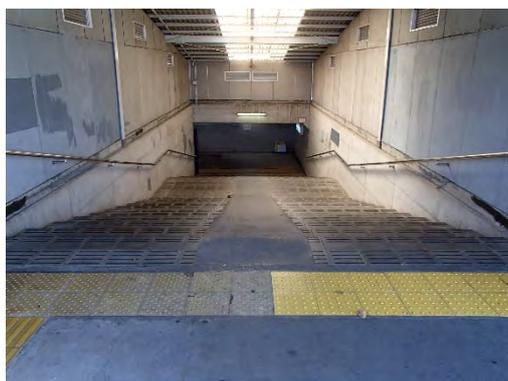
番号	場所	備考
A-①	西口	防犯・点字ブロック
A-②	西口階段	階段、手すり
A-③	西口階段	スロープ
A-④	地下通路	漏水
A-⑤	階段	手すり
A-⑥	改札口	発券機・手すり
A-⑦	トイレ	トイレ・蛇口

番号	場所	備考
A-⑧	ホーム階段	段差
A-⑨	ホーム	乗降場、水道
A-⑩	地下通路	段差
A-⑪	東口階段	スロープ
A-⑫	東口階段	階段、手すり
A-⑬	東口	段差

注）番号は、次頁に示す参加者の感想（コメント）と対応

■西口・西口階段

- ・防犯カメラの死角がある (A-①)
- ・点字ブロックの破損と汚れがある (A-①)
- ・階段のスロープの勾配がきつい (雨天時に滑る可能性がある) (A-②/A-③)



< A おもちゃのまち駅構内 の点検結果 >

■地下通路

- ・雨天時に水がたまり、通行時に飛び石が必要となる（A-④）
- ・手すりがかくれているため、視覚障がい者が認識しにくい（A-⑤）



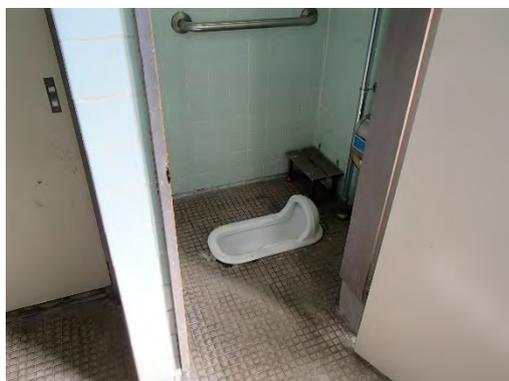
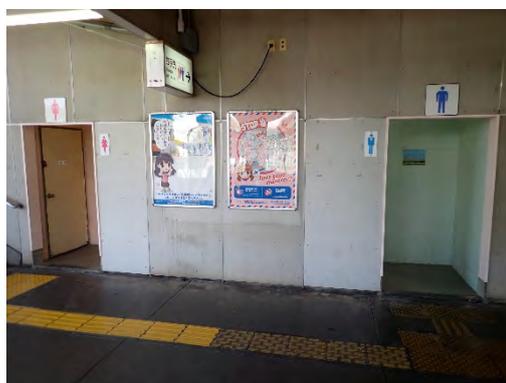
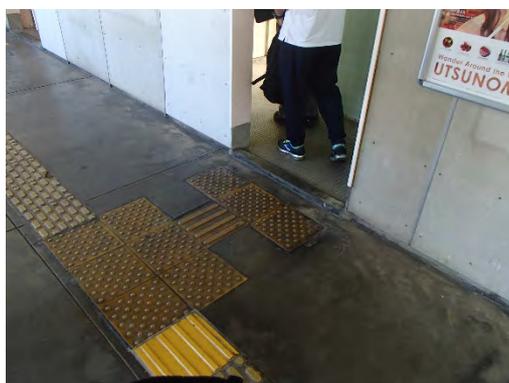
■改札口・券売機

- ・視覚障がい者にとって音声案内が使いにくい（A-⑥）



■トイレ

- ・トイレ入り口の段差と狭い間口は、車いすでは利用できない (A-7)
- ・和式の便器は使いにくい (A-7)
- ・女子トイレの便器は1つしかない (A-7)
- ・子ども連れには使いにくい (A-7)
- ・おむつを替えるスペースがない (A-7)
- ・男性トイレの小便器前の段差が少し高い (A-7)
- ・障がい者用トイレがない (A-7)
- ・手洗いで蛇口ハンドルが回すタイプで高齢者や障がい者には使いにくそう (A-7)



< A おもちゃのまち駅構内 の点検結果 >

■ホーム・ホーム手前階段

- ・ホーム手前の階段にスロープがない (A-⑧)
- ・視覚障がい者には電車ドアの位置がわからない (A-⑨)
- ・水道が使いにくそう (蛇口のまわし、ハンドル) (A-⑨)



■自転車駐輪場への動線 (地下通路)

- ・駐輪場の通路の真ん中に手すりがない (A-⑩)



■東口・東口階段

- ・階段のスロープの勾配がきつい（雨天時に滑る可能性がある）（A-11/A-12）
- ・階段の滑り止めがすり減っている（A-11）
- ・手すり下の誘導テープが見にくい（A-12）



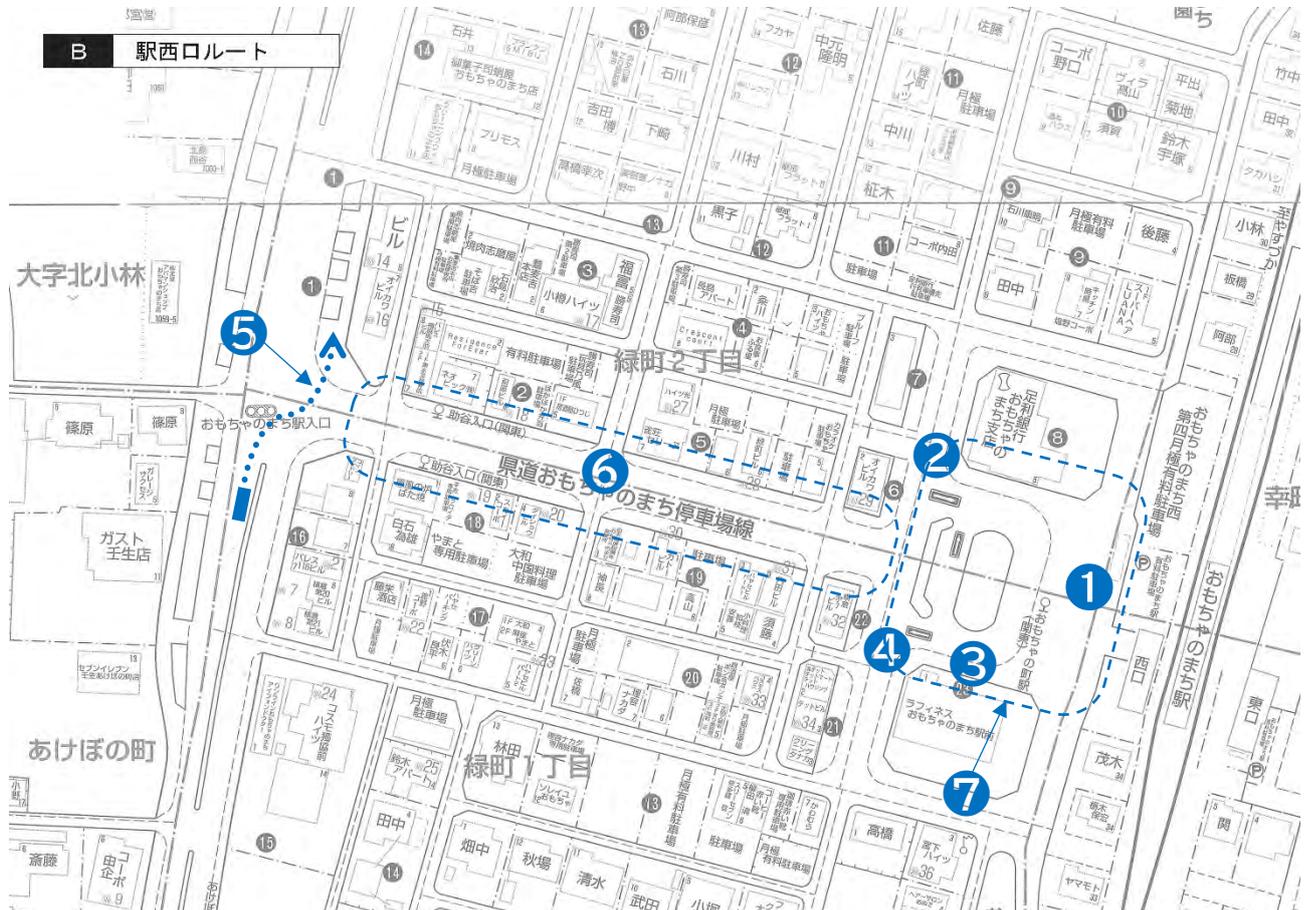
■屋外（駅東口）

- ・誘導タイルが繋がっていない（A-13）
- ・照明灯が少なく、夜間は少し暗い（A-13）
- ・点字ブロックが舗装路面と同色のため見づらい（A-13）
- ・段差があり、アスファルトが荒れている（A-13）



B おもちゃのまち駅西口ルート

< まち歩き結果のまとめ：問題箇所の位置図 >



■問題箇所（番号は上図に対応）

番号	場所	備考
B-①	バス停	獨協医科大学病院行き・石橋駅行き
B-②	交差点	段差
B-③	タクシー乗り場	案内表示
B-④	交差点	段差
B-⑤	交差点	歩道への車両の進入
B-⑥	停車場線	街路灯、車止めなど
B-⑦	西口駅前広場	点字ブロック

注) 番号は、次頁に示す参加者の感想（コメント）と対応

■西口駅前広場

- ・ 駅周辺の点字ブロックの汚れ (B-7)
- ・ 点字ブロックの色落ちがある (B-7)



■バス停

- ・ 歩道と車道の段差なくす (B-1)
- ・ バス停や上屋を新設してほしい (B-1)



< B おもちゃのまち駅西口ルート の点検結果 >

■タクシー乗り場

- ・案内版に表示されている文字が、地の色と文字の色の差が少ないため、見づらくて分かりにくい (B-3)



■停車場線

- ・街路灯をLED化してほしい (B-6)



■交差点（駅前広場、停車場線）

- ・段差があり、車いすでは自力で上がれない (B-2)
- ・歩道と車道の境界に、段差の大きな所や傾斜のきつい所がある (B-4 / B-6)



■交差点（宇都宮栃木線）

- ・歩道部に車両が乗り入れるため危ない（B-5）
- ・音声機信号機は、おもちゃのまち駅から獨協医科大学病院まで全て必要（駅前の県道部のみ無い）（B-5）



■全体的に

- ・車椅子に乗ると段差以上の高さを感じる（B-2/B-4/B-6）
- ・車いすで車道にでるとき、歩道の勾配を緩やかにするべき
- ・現状では、車いすでは1人で外出するとはできない
- ・横断歩道の段差（全般）
- ・歩道から車道への段差をフラットにする
- ・歩道と車道と段差を小さくする（東口、西口）



C おもちゃのまち駅東口ルート

< まち歩き結果のまとめ：問題箇所の位置図 >



■問題箇所（番号は上図に対応）

番号	場所	備考
C-①	東口広場	段差
C-②	東口広場	歩道傾斜
C-③	東口広場	段差
C-④	東口広場	植栽
C-⑤	東口広場	交差点処理など
C-⑥	東口	段差
C-⑦	歩道	点字ブロック

番号	場所	備考
C-⑧	歩道	マンホール
C-⑨	歩道	植栽
C-⑩	交差点	車止め
C-⑪	交差点	傾斜
C-⑫	道路	街路灯
C-⑬	東口駅前広場	明るさ・ベンチ

注) 番号は、次頁に示す参加者の感想（コメント）と対応

■東口駅前広場

- ・歩道の横断勾配が急であるため、車いすなどでは傾斜がづらい (C-2/C-3)
- ・東口の入口に段差があり、つまずきそうになり危ない (C-6)
- ・植栽が茂っており、歩道が狭くなっている (C-4)
- ・東広場内のベンチが古くて壊れかかっている (C-13)



■タクシー乗り場

- ・ベンチや乗り場などないため待つときに困る (C-2)
- ・案内版に表示されている文字が、地の色と文字の色の差が少ないため、見づらくて分かりにくい (C-2)



< C おもちゃのまち駅東ルート の点検結果 >

■交差点

- ・歩道と車道の段差、車いすでの出入りが難しいところがある (C-①)
- ・車いすで押して上がるのがつらいほどの傾斜がある (C-⑪)
- ・点字ブロックの出入り口に車止め (車進入防止のためのポール) があり危ない (C-①/C-⑤/C-⑩)
- ・横断歩道が必要ではないか (C-⑤)
- ・一時停止しない車が多く危険であり、信号機の設置が必要ではないか (C-⑤)
- ・歩道と車道の境界に段差がある (水がたまりやすい) (C-⑫)
- ・一時停止が手前にあり、塀などで視認性が悪いため、車と歩行者や自転車がぶつかりそうになる (C-⑫)
- ・雨水マスにヒールや杖などが入り、つまずきそうになり危ない (C-②/C-⑤)



■歩道

- ・歩道に草が生えており、点字ブロックをふさいでいる (C-①)
- ・歩道脇にある植栽の枝が伸びており、通行者の妨げになっている (C-⑨)



■街路灯

- ・東口は全体的に暗い、駅前の街路灯を明るくしてもらいたい (C-⑬)
- ・東口のメイン通りの街路灯が最近LED化したがる、それ以外の場所では暗い (C-⑫)



< C おもちゃのまち駅東口ルート の点検結果 >

■車止め（車進入防止のためのポール）

- ・車止めが多い（C-12/C-13）
- ・ライトが付かない素材で夜は見えない、ぶつかりそうになり危ない（C-12）
- ・車止めが交差点に多くあるため、視覚障がい者には危険である（C-12/C-13）
- ・交差点にある車止めの間を通ろうとすると、車椅子ではぶつかることもある（C-1/C-4/C-5）
- ・車止めが斜めになっているものがあり危ない（C-5）



■点字ブロック

- ・東口ロータリーの点字ブロックは一周していない (C-13)
- ・東口の出入り口付近の点字ブロックが波打ちしている (C-1)
- ・点字ブロックが途中で切れているところがある (C-12/C-13)
- ・沿道の人家の駐車場が広いところで、点字ブロックの注意喚起など必要ではないか (C-7)
- ・点字ブロック付きのマンホール蓋が、点字ブロックと合わない状態で閉められている (視覚障がい者に対する配慮が欠けている) (C-12)
- ・点字ブロックの規格が、新旧入れ替わるところがある (古い規格のものがいまだに使用されている) (C-8)
- ・視覚障がい者誘導用ブロックが斜めになっているところがあり危険である、車いすの方の進行が物理的に出来ない (C-5)
- ・点字ブロックの位置が、歩道の中央にあるのは危ない。視覚障がい者の通行方法に合わせた点字ブロックの設置にする必要がある (C-12/C-13)
- ・大きな交差点にしか点字ブロックが設置されていないのはなぜか
- ・基本的に、注意喚起の点字ブロックの設置が不足している (健常者視点の整備になっているからではないか) (C-12/C-13)



第3章 移動等円滑化の基本方針

1. バリアフリーに関する課題

(1) 本地区におけるバリアフリーの現状

本地区では、バリアフリー施設の整備が行われていない、または、不十分な箇所があること、バリアフリー整備が行われている箇所であっても管理が不十分な箇所があります。

A おもちゃのまち駅構内：

- ・改札まで移動するのに階段で地下へ降りる必要があるなど、垂直移動に対するバリアが問題となっています。

B おもちゃのまち駅西口：

- ・駅前広場での見難い案内表示や歩車道部の段差のほか、歩道部への車両の乗り入れ箇所や音響装置のない信号機などの問題があります。

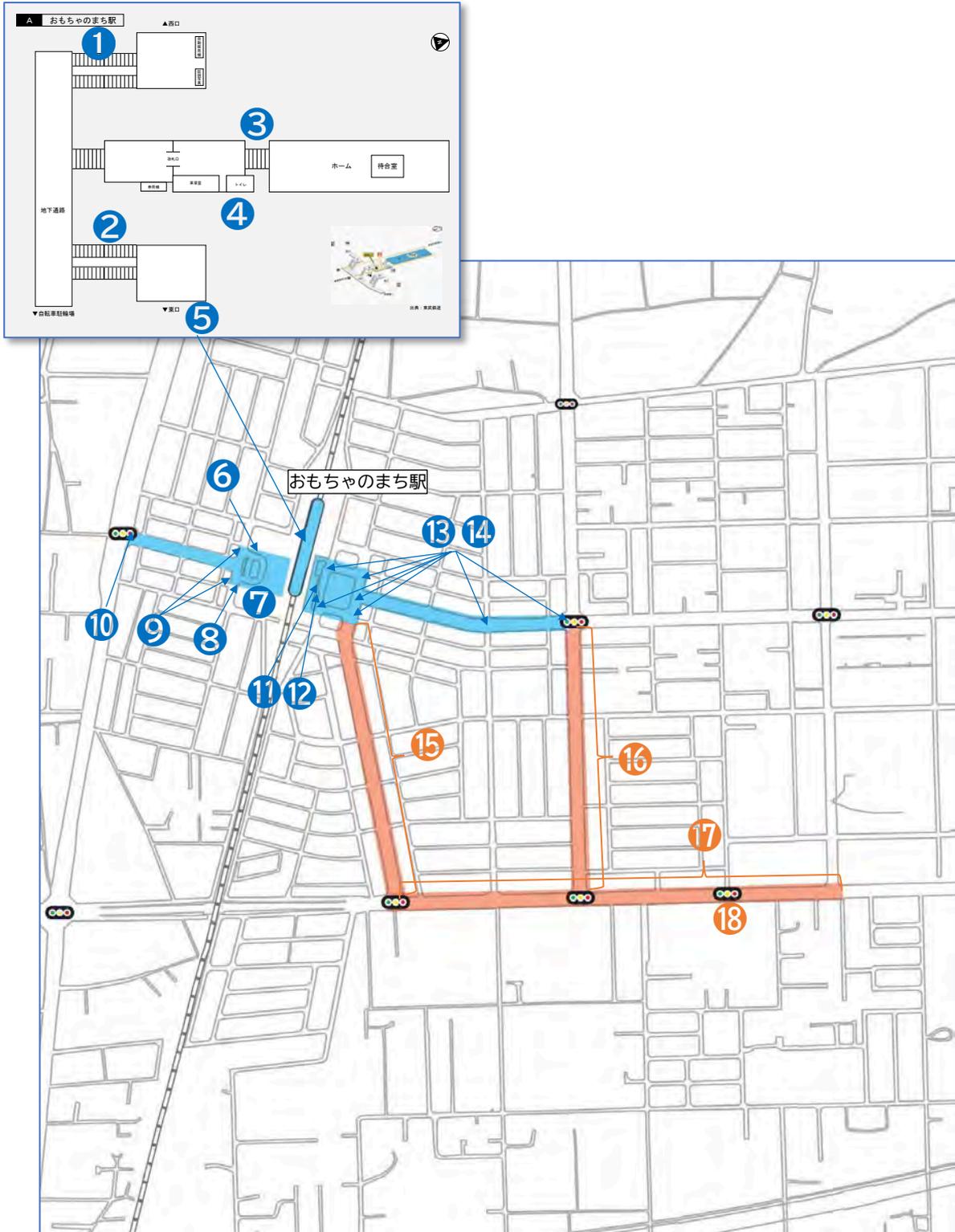
C おもちゃのまち駅東口：

- ・駅前広場での見難い案内表示や歩車道部の段差のほか、点字ブロックを車止めで妨げる箇所や横断歩道部の雨水マスなどの問題があります。

D おもちゃのまち駅から半径 1.0km 圏内の地区周辺エリア：

- ・マウントアップ歩道による歩道の波打ちや段差、点字ブロックが汚れによる視認性の悪さ、歩道幅員が狭く点字ブロックが敷設されていない箇所、道路標示の一部が消えかかっている箇所があるなどの問題があります。

■バリアフリーに関する問題箇所の位置図



注) 番号は次頁意向の項目と対応

■問題点の一覧表

エリア	番号	場 所	問題箇所の概要
駅構内 (A)	①	西口階段	・点字ブロックの破損と汚れがある。 ・階段の滑り止めのすり減り。
	②	東口階段	・手すり下の誘導テープが見にくい。 ・階段のスロープが雨天時に滑る。
	③	ホーム手前階段	・ホーム手前の階段にスロープがない
	④	駅構内トイレ	・トイレ入り口の段差と狭い間口は、車いすでは利用できない。障がい者用トイレがない。
	⑤	東口屋外 (駅から広場)	・誘導タイルが繋がっていない。 ・照明灯が少なく、夜間は少し暗い。 ・段差があり、つまずきそうになり危ない。 ・アスファルトが荒れている。
駅西口 (B)	⑥	西口駅前広場	・点字ブロックの汚れや色落ちがある。 ・歩道と車道に段差がある。
	⑦	西口バス停	・上屋がない。
	⑧	西口タクシー 乗り場	・案内版の文字が、地の色と文字の色の差が少ないため、見づらくて分かりにくい。
	⑨	交差点 (広場等)	・歩道と車道の境界に段差の大きな所や傾斜のきつい所があるため、車いすでは自力で上がれない。
	⑩	交差点 (宇都宮栃木線)	・歩道部に車両が乗り入れるため危ない。
駅東口 (C)	⑪	東口駅前広場	・歩道の横断勾配が急であるため、車いすなどでは傾斜が つらい。 ・点字ブロックが舗装路面と同色のため見づらい、波打ち している、途中で切れている、斜めになっている。
	⑫	東口タクシー 乗り場	・ベンチがない。 ・案内版の文字が、地の色と文字の色の差が少ないため、 見づらくて分かりにくい。
	⑬	交差点	・歩道と車道の段差、車いすでの出入りが難しい。 ・点字ブロックの出入り口に車止めがあり危ない。 ・雨水マスへの溝にヒールや杖などが入り、つまずきそうに なり危ない。一時停止しない車が多く危険。
	⑭	交差点部の歩道	・車止めが斜めになっているものがあり危ない。 ・点字ブロックの出入り口に車止めがあり危ない。
駅周辺 (D)	⑮	歩道 (町道 2-242 号線)	・マウントアップ歩道のため波打ちや段差がある。 ・点字ブロックが汚れており、路面と色の差があまりない ため視認性が悪い。
	⑯	歩道 (一級町道 10 号線)	・マウントアップ歩道のため波打ちや段差がある。 ・歩道には点字ブロックが敷設されていない。 ・路上のごみ置き場が、有効幅員を狭めている。
	⑰	歩道 (羽生田上蒲生線)	・マウントアップ歩道のため波打ちや段差がある。 ・歩道幅員が狭く点字ブロックが敷設されていない。
	⑱	交差点	・横断歩道を渡った先に縁石がありバリアとなっているた め、高齢者や視覚障がい者にとっては危険性が高い。 ・横断歩道の白線の一部が消えかかっている。

(2) 本地区のバリアフリー化の課題

○おもちゃのまち駅構内：

- ・駅改札へのアクセスのためのエレベーター設置、障がい者対応型トイレへの改修、スロープの設置、点字ブロックの改良等が必要です。

○おもちゃのまち駅西口：

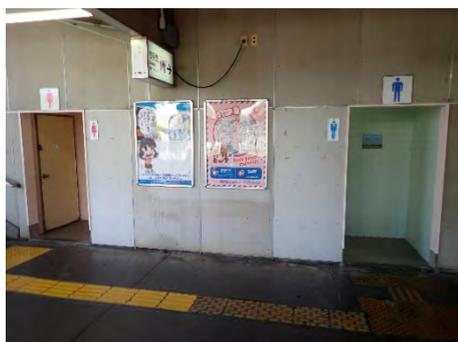
- ・駅前広場の点字ブロックの改良、案内板の改良、歩道部と車道部の段差解消、エレベーター設置等のほか、適切な維持管理が必要です。
- ・おもちゃのまち停車場線の適切な維持管理、歩道部への車両乗り入れ対策が必要です。

○おもちゃのまち駅東口：

- ・駅前広場の点字ブロックの改良、案内板の改良、歩道部と車道部の段差解消、エレベーター設置等のほか、適切な維持管理が必要です。
- ・二級町道 69 号線等の適切な維持管理、点字ブロックの改良、車止めの改良等が必要です。

○おもちゃのまち駅から半径 1.0km 圏内の地区周辺エリア：

- ・羽生田上蒲生線や一級町道 10 号線等の適切な維持管理、一部路線での点字ブロックの設置、車止めの改良等が必要です。
- ・公園の適切な維持管理が必要です。



2. バリアフリー化の基本方針

バリアフリー化基本方針を以下のように設定します。

■ 基本方針1：誰にも気兼ねすることなく自由に外出ができる移動環境づくり

- ・高齢者や障がい者をはじめ、妊産婦やケガ人などの移動に制約を受けるすべての人が、誰にも気兼ねすることなく、安心して自由に外出できるように、鉄道やバス等の公共交通、道路や広場等の移動環境のバリアフリー化を推進していきます。

[推進方策]

- ・ 鉄道・バス・タクシーの公共交通のバリアフリー化の推進
- ・ 道路や駅前広場のバリアフリー化の推進

■ 基本方針2：誰もが安全安心に利用できる生活環境づくり

- ・高齢者や障がい者等のすべての人が、安全かつ安心して暮らせるように、移動環境だけではなく、不特定多数の人が利用する駅や公園等の施設のバリアフリー化とともに、災害時には避難場所となる教育施設等の施設のバリアフリー化により、生活環境の一体的なバリアフリー化を推進していきます。

[推進方策]

- ・ 駅や公園等の公共空間のバリアフリー化の推進
- ・ 教育施設等の公共建築物のバリアフリー化の推進

■ 基本方針3：心のバリアフリーの推進

- ・本当の意味でのバリアフリー化を実現するためには、ハード面の整備と併せて、ソフト面の取り組みが必要不可欠になります。一人一人が高齢者や障がい者への理解を深め、心の障害を取り除くことにより健常者、障がい者、子供、高齢者がお互いに思いやりを持ち、自然と支えあうことができる社会を目指す「心のバリアフリー」を推進していきます。

[推進方策]

- ・ 「心のバリアフリー」に関する啓発・広報活動の推進
- ・ 「心のバリアフリー」に関する教育の推進

3. 計画期間

基本構想の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、前期（令和3年度から令和7年度）と後期（令和8年度から令和12年度）に分けて設定します。

計画期間（10年間）	令和3年度～令和12年度
前期（5年間）	令和3年度～令和7年度
後期（5年間）	令和8年度～令和12年度

第4章 重点整備地区の位置及び区域

1. 重点整備地区設定の考え方

バリアフリー法に示される重点整備地区の設定の考え方に基づき、次の手順でおもちゃのまち駅周辺地区における重点整備地区を設定します。

■重点整備地区設定のながれ

ステップ① 生活関連施設の設定

- 高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設、施設相互を徒歩や車いすで移動することが考えられる施設を「生活関連施設」として設定します。

<生活関連施設とは>

- ◎すでにバリアフリー化され、当面事業実施の必要がない施設も含む
- ◎相当数の高齢者及び障がい者等が利用する施設（地域の方が良く利用する施設）
- ◎特定事業の実施見込みがない場合でも設定（長期的展望に立ち段階的な整備を検討）



ステップ② 生活関連経路の設定

- 「生活関連施設」間を連絡する主要な経路を「生活関連経路」として設定します。経路については、歩行者、車いす等がなるべく安全に移動できる経路を選定します。

<生活関連経路とは>

- ◎移動等円滑化基準に沿った生活関連施設どうしを結ぶ経路
- ◎より早期にバリアフリー化できるルート
- ◎利用者が多い
- ◎最短経路
- ◎原則、生活関連経路は「特定道路」として指定される
- ◎「特定道路」としての指定要件：生活関連経路の有無にかかわらず、2以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で、高齢者や障がい者等の移動が通常徒歩で行われるもの
- ◎多数の高齢者や障がい者の移動が通常徒歩で行われる道路も含む

ステップ③ 重点整備地区の設定

- 設定した「生活関連施設」と「生活関連経路」を包括する区域を「重点整備地区」として設定します。区域の境界線は、道路、河川、敷地境界線などの明確な地形地物に沿って設定します。

■重点整備地区設定の考え方

<重点整備地区とは>

- ◎面積が概ね 400ha 未満であり、主な生活関連施設が概ね 3 以上あり、高齢者、障がい者等によるこれら施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ◎生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設間を結ぶ移動経路）についてバリアフリー化が特に必要な地区
- ◎バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

<重点整備地区の要件>

- ①生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること
- ②生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること
- ③当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること

2. 生活関連施設の設定

おもちゃのまち駅を中心に、徒歩や車いすで移動できる距離を概ね1km程度と想定し、駅やバス停から半径1kmの範囲に位置する“高齢者、障がい者等が多く利用する施設”を生活関連施設と位置付けます。

町民アンケート調査における“普段からよく行く施設”の設問について、主な交通手段を“徒歩”、かつ、利用頻度を“週1回以上”と属性別に集計した結果、以下に示す施設が抽出されました。

防災施設（避難施設）までの移動経路についてもバリアフリー化の配慮が必要になることから、「壬生町立睦小学校」を生活関連施設に追加します。

■生活関連施設一覧

	分類	備考
1	特定旅客施設	おもちゃのまち駅
2	医療施設	獨協医科大学病院
3	商業施設	
4	金融機関	
5	商業施設	
6	商業施設	
7	教育施設	壬生町立睦小学校（避難所）

3. 生活関連経路の設定

生活関連施設相互を連絡する経路で、利用頻度が高い経路及び歩行者交通量の多い経路を「生活関連経路」として設定します。また、道路ネットワークを考慮し、生活関連経路を補完する経路を「準生活関連経路」として、バリアフリー法に基づくものではなく、本基本構想において独自に設定するものとします。

■生活関連経路一覧

No.	施設名称	面積	分類
①	おもちゃのまち駅西広場	3,020 m ²	生活関連経路
②	おもちゃのまち駅東広場	3,200 m ²	

No.	道路名称	区間	分類
③	(主) 宇都宮栃木線	獨協医大前交差点～おもちゃのまち駅入口交差点	生活関連経路
④	(一) おもちゃのまち停車場線	おもちゃのまち駅西口～おもちゃのまち駅入口交差点	
⑤	(主) 羽生田上蒲生線	町道 2-242 号線～町道 2-313 号線	
⑥	一級町道 10 号線	二級町道 69 号線～羽生田上蒲生線	
⑦	二級町道 69 号線	おもちゃのまち駅東口～一級町道 10 号線	
⑧	町道 2-242 号線	おもちゃのまち駅東口～羽生田上蒲生線	
⑨	町道 2-279 号線	町道 2-307 号線～羽生田上蒲生線	
⑩	町道 2-307 号線	一級町道 10 号線～町道 2-279 号線	準生活関連経路
⑪	町道 2-564 号線	獨協医大前交差点～獨協医科大学病院	
⑫	町道 2-313 号線	羽生田上蒲生線～町道 2-371 号線	
⑬	町道 2-314 号線	羽生田上蒲生線～町道 2-324 号線	
⑭	町道 2-324 号線	町道 2-314 号線～町道 2-371 号線	生活関連経路
⑮	町道 2-371 号線	町道 2-313 号線～町道 2-324 号線	
⑯	町道 2-524 号線	おもちゃのまち駅西口～おもちゃのまち駅東口	

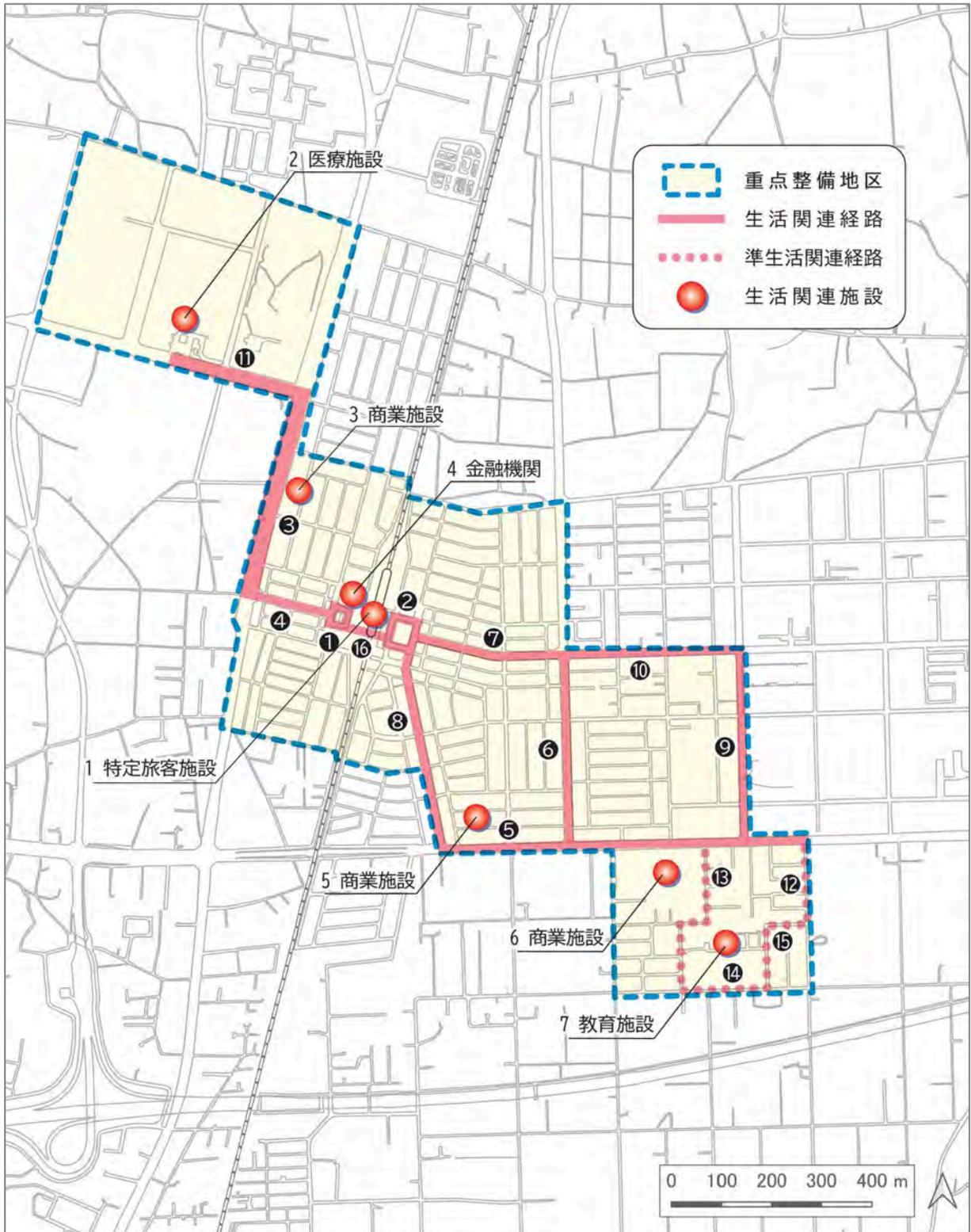
注) (主)：主要地方道、(一)：一般県道

4. 重点整備地区の設定

おもちゃのまち駅、獨協医科大学病院など、公共公益施設および医療・福祉施設を含む、約89haを重点整備地区として設定します。

本地区においては、安全・安心な歩行者ネットワークを形成していくことを目指します。

■重点整備地区



第5章 バリアフリー化のために実施すべき特定事業

1. 特定事業等の概要

バリアフリー法においては、重点整備地区におけるバリアフリー化のための具体的な事業である「特定事業」として、次のものを位置づけています。

■特定事業の概要

特定事業の種類	概要
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none">・ 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
道路特定事業	<ul style="list-style-type: none">・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none">・ 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備
都市公園特定事業	<ul style="list-style-type: none">・ 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備
建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none">・ 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備・ 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通安全特定事業	<ul style="list-style-type: none">・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等）・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）

2. 特定事業の設定

本基本構想では、6の特定事業のうち、次に示す4つの事業（「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「都市公園特定事業」、「交通安全特定事業」）について設定します。

特定事業の実施時期については、第3章で設定した計画期間の通り、前期（令和3年度から令和7年度）と後期（令和8年度から令和12年度）に分けて設定します。

(1) 公共交通特定事業

鉄道駅、バス及びタクシーについて、次の事業を位置づけます。

■ (1) 公共交通特定事業（一覧）

施設	No.	事業内容	事業主体	実施時期	
				前期	後期
おもちゃのまち駅	1-1	エレベーター設置（駅構内）	東武鉄道(株)	○	
	1-2	障がい者対応型トイレ設置	東武鉄道(株)	○	
	1-3	一般トイレの改良（洋式化等）	東武鉄道(株)		○
	1-4	階段スロープ設置	東武鉄道(株)	○	
	1-5	点字ブロックの改良（内方線の設置等）	東武鉄道(株)	○	○
	1-6	階段部の改良（手すり等）	東武鉄道(株)	○	○
路線バス	-	低床バス、車いす対応車両の導入推進	バス事業者	○	○
	1-7	案内表示の改良	バス事業者	○	
広域連携バス	-	利用促進を図り本格運行の実現	壬生町等	○	○
タクシー	-	福祉タクシー車両の導入への検討	タクシー事業者	○	○
	1-8	案内表示の改良	タクシー事業者	○	
デマンドタクシー「みぶまる」	-	「みぶまる」の拡充や利用促進	壬生町	○	○

(2) 道路特定事業

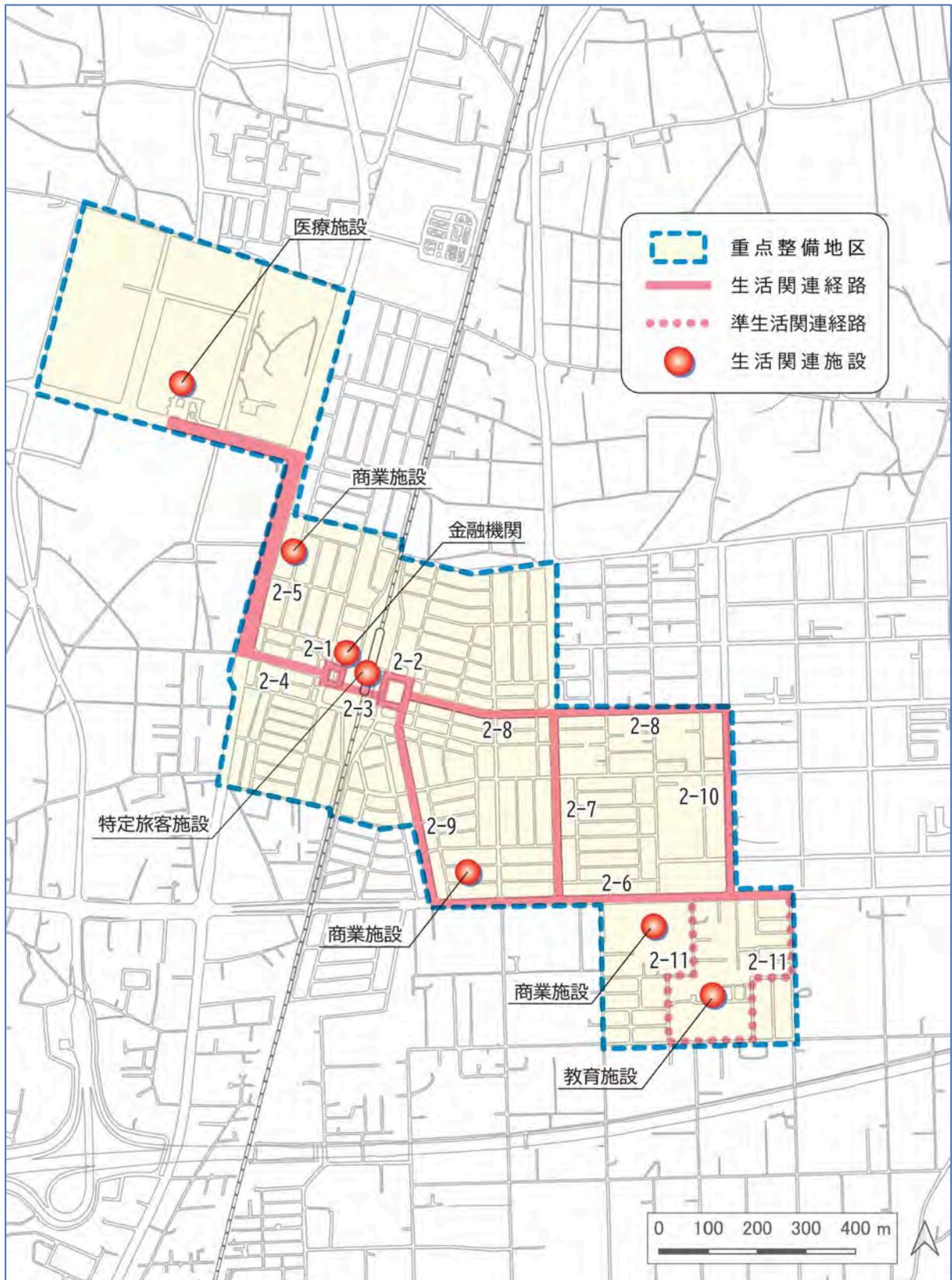
県道及び町道について、次の事業を位置づけます。

■ (2) 道路特定事業 (一覧)

施設	No.	事業内容	事業主体	実施時期	
				前期	後期
おもちゃのまち駅 西口広場 町道 2-524 号線	2-1	エレベーター設置	壬生町	○	
		点字ブロックの改良	壬生町	○	○
		適切な維持管理の実施	壬生町	○	○
おもちゃのまち駅 東口広場 町道 2-524 号線	2-2	エレベーター設置	壬生町	○	
		点字ブロックの改良	壬生町	○	○
		適切な維持管理の実施	壬生町	○	○
駐輪場地下通路	2-3	階段部手すりの設置	壬生町	○	
おもちゃのまち 停車場線	2-4	適切な維持管理の実施	栃木県	○	○
宇都宮栃木線	2-5	適切な維持管理の実施	栃木県	○	○
羽生田上蒲生線	2-6	バリアフリー化の基準に適合した 道路の拡幅整備	栃木県	○	○
一級町道 10 号線	2-7	点字ブロックの設置	壬生町		○
		適切な維持管理の実施	壬生町	○	○
二級町道 69 号線 町道 2-307 号線	2-8	車止めの改良	壬生町	○	
		点字ブロックの改良	壬生町	○	○
		適切な維持管理の実施	壬生町	○	○
町道 2-242 号	2-9	点字ブロックの改良	壬生町	○	○
		適切な維持管理の実施	壬生町	○	○
町道 2-279 号線	2-10	適切な維持管理の実施	壬生町	○	○
町道 2-313 号線 他 3 路線	2-11	可能な範囲での歩行者空間の確保	壬生町	○	○

注) 局所的で軽微な改良、修繕については、適切な維持管理の実施の中でバリアフリー化を図ります。

■道路特定事業位置図



(3) 都市公園特定事業

都市公園について、次の事業を位置づけます。

■ (3) 都市公園特定事業 (一覧)

施設	No.	事業内容	事業主体	実施時期	
				前期	後期
地区内の公園	-	適切な維持管理の実施	壬生町	○	○

(4) 交通安全特定事業

生活関連経路の道路標識・表示や違法駐車行為への対応について、次の事業を位置づけます。

■ (4) 交通安全特定事業 (一覧)

施設	No.	事業内容	事業主体	実施時期	
				前期	後期
生活関連経路上の信号機	-	音響装置の設置	警察	△	△
生活関連経路全般	-	道路標識・標示の適切な維持管理	警察・栃木県・壬生町	○	○
地区内全般	-	違法駐車取締り	警察	○	○
道路・駅前広場等	-	放置自転車対策	壬生町	○	○

△：地元合意形成を図った上で町が警察に要望していく

第6章 基本構想の推進方策

1. 進行管理体制の構築

(1) 基本構想の進行管理体制

本基本構想の策定にあたっては、町民アンケート調査の実施やまち歩きワークショップの開催等、多様な町民参加の機会を設け、より多くの意見を聴取してまいりました。今後の基本構想推進においても、継続的に町民意見を聴取する場などを設け、町民との協働による本基本構想の実現を推進します。

本基本構想では、重点整備地区における今後10年間で取り組むべき事業を整理しましたが、各種事業が適宜・適切に実施され、全体として効果を発揮するためには、事業期間中も進行管理を行っていく必要があります。

基本構想策定後も特定事業計画の作成（Plan）、特定事業の実施（Do）、特定事業の効果の評価（Check）、必要に応じた改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、各事業の進行管理を行っていきます。

(2) 基本構想の段階的かつ継続的な見直し

本基本構想は令和12年度までを計画期間としています。中間年度である令和7年度には、中間評価を行うとともに、生活関連施設や生活関連経路の追加提案を受けた場合は、必要性等を考慮し、段階的かつ継続的な見直しを図ります。

2. 町全域へのバリアフリー方針の展開

本基本構想では重点整備地区（おもちゃのまち駅を中心とした周辺区域）を対象とした事業を定めており、壬生町全体の中でも特に先導的、優先的にバリアフリー化を進めていきます。

その他の駅を中心とした周辺区域についても、バリアフリー法に基づく基本方針における次期（令和3年度～令和7年度）目標を踏まえ、順次、整備の必要性や優先性等を検討しつつ継続的にバリアフリー化を推進し、町全域に広がっていくように努めていきます。

3. 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化事業では、主として移動経路や主要な施設での段差の解消やバリアフリー設備の設置などハード面での事業について示しています。しかし、これらの物理的な障害が排除されても、放置自転車や違法看板等、利用者のマナーやモラルが守られなければ本質的なバリアフリー化ができたとは言えません。高齢者や障がい者等が安全・安心に外出できる環境を整えるには、すべての人が高齢者や障がい者等の立場に立って理解すること、また、障がいとなるような行為を慎み、お互いに助け合うといった行動が必要となります。

このため、助け合う意識の向上とともに、高齢者や障がい者等への理解促進など、啓発活動や教育等を通じて行政や町民、事業者とともに、心のバリアフリーを推進していくものとします。